

## 他の道府県の障がい者差別の解消等に関する条例集〔差別解消法型〕

平成 29 年 7 月 1 日現在

頁	道府県	条例
P1	茨城県	障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例 (平成 26 年茨城県条例第 31 号) 施行日：平成 27 年 4 月 1 日
P6	栃木県	栃木県障害者差別解消推進条例 (平成 28 年栃木県条例第 14 号) 施行日：平成 28 年 4 月 1 日
P11	千葉県	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例 (平成 18 年千葉県条例第 52 号) 施行日：平成 19 年 7 月 1 日
P20	富山県	障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例 (平成 26 年富山県条例第 77 号) 施行日：平成 28 年 4 月 1 日
P27	静岡県	静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例 (平成 29 年静岡県条例第 17 号) 施行日：平成 29 年 4 月 1 日
P33	愛知県	愛知県障害者差別解消推進条例 (平成 27 年愛知県条例第 56 号) 施行日：平成 27 年 12 月 22 日
P37	大阪府	大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例 (平成 28 年大阪府条例第 3 号) 施行日：平成 28 年 4 月 1 日
P41	奈良県	奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例 (平成 27 年奈良県条例第 70 号) 施行日：平成 28 年 4 月 1 日 (※本体部分)
P47	愛媛県	愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例 (平成 28 年愛媛県条例第 19 号) 施行日：平成 28 年 4 月 1 日

頁	道府県	条例
P51	福岡県	福岡県障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例 (平成 29 年福岡県条例第 11 号) 施行日：平成 29 年 10 月 1 日
P59	長崎県	障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例 (平成 25 年長崎県条例第 25 号) 施行日：平成 26 年 4 月 1 日
P70	熊本県	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例 (平成 23 年熊本県条例第 32 号) 施行日：平成 24 年 4 月 1 日
P77	大分県	障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例 (平成 28 年大分県条例第 15 号) 施行日：平成 28 年 4 月 1 日
P84	鹿児島県	障害のある人もない人も共に生きる鹿児島県づくり条例 (平成 26 年鹿児島県条例第 28 号) 施行日：平成 26 年 10 月 1 日

(参考)

頁	道府県	条例
P90	香川県	香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例(仮称)素案 施行日：平成 30 年 4 月 1 日(予定) ※パブリックコメントを実施中(7月10~8月10日)

◎障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例（平成 26 年茨城県条例第 31 号）

私たちが住む茨城県は常陸国風土記でも常世の国とたたえられているように豊かな自然に恵まれており、そこに住む人の多くは夢や幸せを追い求めてきた。

しかし、障害のある人は、地域社会で生活を送るために誰もが必要としている社会資源の利用について、多くの制約を受けている。障害のない人と対等な一人の人間として十分に尊重されずに、夢や幸せの追求を諦めることもある。

人類は、いまだ障害に対する差別と偏見を根絶するには至っていないが、これらを軽減し、解消することは、一人一人の絶え間ない努力の積み重ねによって可能である。

ここに、国際連合総会において採択された障害者の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、障害のある人と障害のない人が対等な権利を有していることを再確認するとともに、障害があることで受ける制約をなくすための合理的な配慮の提供を全ての県民に求めていくことを通じて、誰もが安心して楽しく暮らすことができ、共に夢や幸せを追求できる真に平等な社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、差別を解消するための基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにし、障害及び障害のある人に対する県民の理解を深め、障害のある人の権利を擁護して福祉の増進を図ることにより、障害の有無によって分け隔てられることなく誰もが個人の尊厳及び権利が尊重され、住みなれた地域で社会を構成する一員として共に歩み幸せに暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

3 この条例において「差別」とは、障害を理由として障害のない人と不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある人の権利利益を侵害すること又は社会的障壁の除去の実施について合理的配慮をしないことをいう。

4 この条例において「合理的配慮」とは、障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために、障害のある人の求め又はその家族等の求め（障害のある人がその意思の表明を行うことが困難である場合に限る。）に応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。

（基本理念）

第 3 条 差別を解消するための取組は、全ての障害のある人が、障害のない人と等しく基本

的人権を享受する個人としてその尊厳が重んぜられ、障害のない人と同等の権利を有し、社会の様々な分野に参加できることを旨として行われなければならない。

2 差別を解消するための取組は、誰もが障害を有することとなる可能性があること及び障害は障害のない人も含めた全ての人に関係する問題であることが認識され、差別を生む背景にある誤解、偏見その他の理解の不足が解消されるよう、障害のある人と障害のない人が共に学び合い協力していくことを旨として行われなければならない。

3 差別を解消するための取組は、差別する側と差別される側とに分けて相手側を一方的に非難し制裁を加えようとするものであってはならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害及び障害のある人に対する理解を深め、差別を解消するための施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

(県民等の役割)

第5条 県民及び事業者(以下「県民等」という。)は、障害のある人が、地域の一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できるよう、支援に努めるものとする。

2 県民等は、基本理念にのっとり、障害についての理解を深め、差別の解消並びに県又は市町村が実施する障害についての理解の促進及び差別を解消するための施策への協力に努めるものとする。

3 県民等は、障害のある人及びその家族等が障害による生活上の困難を軽減するための支援を周囲に気兼ねなく求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努めるものとする。

4 障害のある人は、自らの障害の特性及び障害のあることによる生活上の困難について県民等に伝え、理解が得られるよう努めるものとする。

(県と市町村との連携)

第6条 県は、市町村が障害及び障害のある人に対する理解を深め差別を解消するための施策を実施する場合にあっては、当該市町村と連携するとともに、当該市町村に対し、情報の提供及び技術的な支援に努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 県は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別を解消するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(啓発活動)

第8条 県は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別を解消することの重要性に関する県民の理解及び関心の増進が図られるよう、障害及び障害のある人に関する知識の普及啓発のための広報活動、障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(差別の禁止)

第9条 何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。

2 知事は、前項の規定の徹底を図るため、日常生活、雇用及び労働をはじめとする事業活

動その他各分野において特に配慮すべき事項を定めるものとし、県民等はこれを遵守しなければならない。

(特定相談)

第10条 何人も、その身近な場所において、障害のある人に対する差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(特定相談の委託)

第11条 知事は、障害のある人の福祉の増進に熱意及び見識を有する者であつて、適当と認めるものに、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後も同様とする。

(助言又はあつせんの求め)

第12条 差別を受けた障害のある人又はその家族、後見人その他の関係者は、知事に対し、当該差別に該当する事案（以下「対象事案」という。）の解決のための助言又はあつせんを行うよう求めることができる。

2 前項の規定による求めは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。

(事実の調査)

第13条 知事は、前条第1項の規定による求めがあったときは、当該求めに係る事実の調査を行うものとする。

2 前条第1項の規定による求めがなされた対象事案に関係する者（当該求めを行った者を含む。第15条において「対象事案関係者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による調査に協力しなければならない。

(助言又はあつせん)

第14条 知事は、前条第1項の規定による調査の結果に基づき、助言又はあつせんを行うものとする。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 助言又はあつせんの必要がないと認めるとき。
- (2) 対象事案がその性質上助言又はあつせんをするのに適当でないと認めるとき。

(勧告)

第15条 知事は、対象事案関係者が前条の規定による助言又はあつせんに従わない場合において、必要があると認めるときは、当該対象事案関係者に対し、当該助言又はあつせんに従うよう勧告することができる。

(公表)

第16条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わない

ときは、その旨を公表することができる。

(意見陳述の機会の付与)

第 17 条 知事は、前条の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

(協議会の設置)

第 18 条 知事は、医療、介護、教育その他の障害のある人の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する関係機関が行う差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、協議会を置く。

(協議会の事務等)

第 19 条 協議会は、必要な情報を交換するとともに、障害のある人からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関等は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、必要があると認めるときは、関係機関等に対し、相談を行った障害のある人及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

(協議会の組織)

第 20 条 協議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害のある人及び障害のある人の福祉に関する事業に従事する者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 21 条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 22 条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任命又は委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び前条第 3 項の委員がともに欠けたときの会議は、知事が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(関係者からの意見の聴取)

第 23 条 協議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対し、会議に出席することを求め、その意見を聴くことができる。

(協議会への委任)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(委任)

第 25 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行後 3 年を経過した場合において、この条例及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の施行の状況、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## ◎栃木県障害者差別解消推進条例（平成 28 年栃木県条例第 14 号）

全ての者は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されなければならない。

これまで、障害者の自立と社会参加に向けた国内法の整備や障害者の権利に関する条約の批准などが進められる中、本県においては、障害者が、自らの意思によって、地域で暮らし、個性や能力を発揮することができる地域社会の実現に向けた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、障害や障害者に対する誤解や偏見などにより、障害を理由として不当な取扱いを受けるなど、障害者が日常生活や社会生活を営む上で妨げとなる差別は依然として存在する。

こうした状況の中、誰もが安心して暮らせるふるさと栃木県として今後も発展していくためには、全ての県民が、障害や障害者に関する理解を十分に深めて、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を一層進めていく必要がある。

ここに、私たちは、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、共に支え合う地域社会の実現を目指し、障害者差別の解消に県を挙げて取り組むことを決意し、この条例を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、障害を理由とする差別（以下「障害者差別」という。）の解消に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民の責務を明らかにするとともに、障害者差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害者差別の解消に関する施策を総合的に推進し、もって全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

#### （基本理念）

第三条 障害者差別の解消は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として全ての県民の尊厳が重んぜられること及びその尊厳にふさわしい地域生活を営む権利が尊重されることを基本として推進されなければならない。

2 障害者差別の解消は、障害及び障害者に対する誤解、偏見その他理解の不足の解消が重要であることから、全ての県民が、多様な人々により地域社会が構成されているという基本的認識の下に、障害及び障害者に関する理解を深めることを基本として推進されなければならない。

3 障害者差別の解消は、地域社会を構成する多様な主体が、相互に協力することを基本として推進されなければならない。



(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害者差別の解消に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県と市町村との協力)

第五条 県及び市町村は、それぞれが実施する障害者差別の解消に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する障害者差別の解消に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 第二章 障害者差別の解消に関する基本的施策

(障害者差別対応指針)

第七条 知事は、障害者差別に関する事項に関し、県民が適切に対応するために必要な指針（以下「障害者差別対応指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、障害者差別対応指針を策定しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、栃木県障害者差別解消推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

3 知事は、障害者差別対応指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、障害者差別対応指針の変更について準用する。

(相談体制の充実等)

第八条 県は、障害者差別に関する相談に適切に応じられるよう、相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(啓発活動並びに教育及び学習の推進)

第九条 県は、県民が障害者差別の解消の重要性について認識し、障害及び障害者に関する理解を深めることができるよう、必要な啓発活動を行うとともに、教育及び学習の推進に努めるものとする。

(表彰)

第十条 知事は、障害者差別の解消の推進について特に顕著な功績があると認められる者を表彰することができる。

(財政上の措置)

第十一条 県は、障害者差別の解消に関する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第三章 障害者差別を解消するための措置

(障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止)

第十二条 何人も、障害者の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ないと認められる場合その他の正当な理由がある場合を除き、障害を理由として次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 障害者が福祉サービスを利用することを拒否し、制限し、若しくはこれに条件を付し、又は強制すること。
- 二 障害者が医療を受けることを拒否し、制限し、若しくはこれに条件を付し、又は強制すること。
- 三 障害者が年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた教育を受けることを拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。
- 四 障害者が多数の者の利用に供される建物その他の施設又は公共交通機関を利用することを拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。
- 五 障害者との間で不動産の売買又は賃貸借、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸に係る契約を締結することを拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、障害者が商品を購入すること又はサービスを利用することを拒否し、制限し、又はこれらに条件を付すこと。
- 七 労働者の募集又は採用に関し、障害者の応募又は採用を拒否し、制限し、又はこれらに条件を付すこと。
- 八 その雇用する障害者の賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について障害者でない者と差別的取扱いをし、又は障害者を解雇すること。
- 九 障害者への情報の提供を拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。
- 十 障害者からの意思表示の受領を拒否し、制限し、又はこれに条件を付すこと。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、障害者でない者と差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害すること。

(社会的障壁の除去のための合理的配慮)

第十三条 県は、その事務又は事業を行うに当たり、社会的障壁の除去を必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

2 県民は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない。

(相談)

第十四条 県は、障害者差別に関する相談があったときは、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 当該相談に係る関係者に情報の提供及び助言を行うこと。
- 二 当該相談に係る関係者相互間の調整を行うこと。
- 三 関係行政機関に通告、通報、通知等を行うこと。

(あっせん)

第十五条 障害者は、自己に対する事業者（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二条第七項に規定する事業者をいう。以下同じ。）に

よる第十二条に規定する行為（以下「あっせん対象行為」という。）に係る事案について、前条の相談によっては解決されないときは、知事に対し、当該事案の解決のために必要なあっせんを求める申立てをすることができる。

- 2 あっせん対象行為の対象となった障害者の保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、障害者を現に保護するものをいう。）及びこれに準ずる者として知事が認める者は、当該あっせん対象行為に係る事案について、前条の相談によっては解決されないときは、知事に対し、当該事案の解決のために必要なあっせんを求める申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが明らかに当該障害者の意に反すると認められるときは、この限りでない。

第十六条 知事は、前条第一項又は第二項の規定による申立てがあったときは、あっせんを行う必要がないと認めるとき又はあっせん対象行為に係る事案の性質上あっせんを行うことが適当でないと認めるときを除き、委員会にあっせんを行わせるものとする。

- 2 委員会は、前項の規定によるあっせんを行うため必要があると認めるときは、あっせん対象行為に係る事案の関係者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。  
（勧告）

第十七条 委員会は、あっせん案が提示された場合においてあっせん対象行為をしたと認められる事業者が正当な理由なく当該あっせん案を受諾しないときは、知事に対し、当該あっせん案を受諾することその他必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による委員会の求めに応じて、当該求めに係る事業者に対し、当該あっせん案を受諾することその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

（公表）

第十八条 知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、その公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

#### 第四章 栃木県障害者差別解消推進委員会

第十九条 この条例の規定によりその権限に属させられた事務を処理し、及び知事の諮問に応じ、障害者差別の解消の推進に関する事項を調査審議するため、委員会を置く。

- 2 委員会は、前項に規定するもののほか、障害者差別の解消の推進に必要と認められる事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 委員会は、前二項に規定するもののほか、障害者差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害者差別を解消するための取組に関する情報の交換及び協議を行うことができる。
- 4 委員会は、委員三十人以内で組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 障害者又はその家族

- 三 障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者
- 四 事業者又はその団体の役職員
- 五 関係行政機関の職員
- 六 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者
- 6 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 委員会に、第十六条第一項の規定によるあつせんその他必要な事務を処理するため、部会を置くことができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第五章 雑則

##### (規則への委任)

第二十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

##### 附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十五条から第十八条までの規定は、同年十月一日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行後三年を経過した場合において、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行の状況を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

◎障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成 18 年千葉県条例第 52 号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 差別の事案の解決

第一節 差別の禁止（第八条—第十一条）

第二節 地域相談員等（第十二条—第十九条）

第三節 解決のための手続（第二十条—第二十八条）

第三章 推進会議（第二十九条・第三十条）

第四章 理解を広げるための施策（第三十一条・第三十二条）

第五章 雑則（第三十三条—第三十六条）

附則

障害のある人もない人も、誰もが、お互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らすことのできる社会こそ、私たちが目指すべき地域社会である。

このような地域社会を実現するため、今、私たちに求められているのは、障害のある人に対する福祉サービスの充実とともに、障害のある人への誤解や偏見をなくしていくための取組である。

この取組は、障害のある人に対する理解を広げる県民運動の契機となり、差別を身近な問題として考える出発点となるものである。そして、障害のあるなしにかかわらず、誰もが幼いころから共に地域社会で生きるという意識を育むのである。

すべての県民のために、差別のない地域社会の実現と、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない人生を尊重し合う千葉県づくりを目指して、ここに障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組について、基本理念を定め、県、市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、当該取組に係る施策を総合的に推進し、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現を図り、もって現在及び将来の県民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「障害」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害及び同条第二号に規定する社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。

2 この条例において「差別」とは、次の各号に掲げる行為（以下「不利益取扱い」という。）をすること及び障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置（以下「合理的な配慮に基づく措置」という。）を行わないことをいう。

- 一 福祉サービスを提供し、又は利用させる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
  - イ 障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。
  - ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
- 二 医療を提供し、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
  - イ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
  - ロ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること。
- 三 商品又はサービスを提供する場合において、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
- 四 労働者を雇用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
  - イ 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
  - ロ 賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをすること。
  - ハ 本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強いること。
- 五 教育を行い、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
  - イ 本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。
  - ロ 本人若しくはその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校（同法第一条に規定する学校をいう。）を決定すること。
- 六 障害のある人が建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
  - イ 建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

七 不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

八 情報を提供し、又は情報の提供を受ける場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 障害を理由として、障害のある人に対して情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 障害を理由として、障害のある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

### 3 削除

#### (基本理念)

第三条 すべて障害のある人は、障害を理由として差別を受けず、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしく、地域で暮らす権利を有する。

2 障害のある人に対する差別をなくす取組は、差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害のある人に対する理解を広げる取組と一体のものとして、行われなければならない。

3 障害のある人に対する差別をなくす取組は、様々な立場の県民がそれぞれの立場を理解し、相協力することにより、すべての人がその人の状況に応じて暮らしやすい社会をつくるべきことを旨として、行われなければならない。

#### (県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を総合的かつ主体的に策定し、及び実施するものとする。

#### (県と市町村との連携)

第五条 県は、市町村がその地域の特性に応じた、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施する場合にあっては、市町村と連携するとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (県民の役割)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努め、障害のある県民及びその関係者は、障害のあることによる生活上の困難を周囲の人に対して積極的に伝えるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県又は市町村が実施する、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策に協力するよう努めるものとする。

#### (財政上の措置)

第七条 知事は、県の財政運営上可能な範囲内において、障害のある人に対する理解を広げ、

差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

## 第二章 差別の事案の解決

### 第一節 差別の禁止

(差別の禁止)

第八条 何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。ただし、不利益取扱いをしないこと又は合理的な配慮に基づく措置を行うことが、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担になる場合においては、この限りでない。

第九条及至第十一条 削除

### 第二節 地域相談員等

第十二条及び第十三条 削除

(相談業務の委託)

第十四条 知事は、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者その他第三十条第一項各号に掲げる分野に関し優れた識見を有する者のうち適当と認める者に委託して、差別に該当する事案（以下「対象事案」という。）に関する相談に係る業務を行わせることができる。

2 知事は、前項の委託を行うに当たっては、あらかじめ千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）に基づき設置された千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）の意見を聴かななければならない。ただし、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十二条の三第三項に規定する身体障害者相談員又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二第三項に規定する知的障害者相談員である者に委託を行う場合は、この限りでない。

(業務遂行の原則)

第十五条 前条第一項に規定する業務を行う相談員（以下「地域相談員」という。）は、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその業務を行わなければならない。

2 地域相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務を終了した後も同様とする。

(広域専門指導員)

第十六条 知事は、次の各号に掲げる職務を適正かつ確実に行うことができると認められる者を、千葉県行政組織条例第十七条第四項に規定する健康福祉センターの所管区域及び保健所を設置する市の区域ごとに、広域専門指導員として委嘱することができる。

一 地域相談員に対し、専門的な見地から業務遂行に必要な技術について指導及び助言を行うこと。

二 対象事案に関する相談事例の調査及び研究に関すること。

三 第二十二條第二項に規定する調査に関すること。

2 知事は、前項の委嘱を行うに当たっては、あらかじめ調整委員会の意見を聴かななければならない。

(指導及び助言)



第十七条 地域相談員は、対象事案に係る相談について、必要に応じ、広域専門指導員の指導及び助言を求めることができる。

2 広域専門指導員は、前項の求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする。  
(協力)

第十八条 地域相談員以外の、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行うものは、知事、地域相談員及び広域専門指導員と連携し、この条例に基づく施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(職務遂行の原則)

第十九条 広域専門指導員は、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその職務を行わなければならない。

2 広域専門指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### 第三節 解決のための手続

(相談)

第二十条 障害のある人、その保護者又はその関係者は、対象事案があると思うときは、地域相談員に相談することができる。

2 地域相談員は、前項の相談を受けたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- 一 関係者への必要な説明及び助言並びに関係者間の調整
- 二 関係行政機関の紹介
- 三 法律上の支援（民事上の事件に限る。）の制度に関するあっせん
- 四 関係行政機関への前項の相談に係る事実の通告
- 五 虐待に該当すると思われる事実の通報
- 六 次条に規定する助言及びあっせんの申立ての支援

(助言及びあっせんの申立て)

第二十一条 障害のある人は、対象事案があると思うときは、知事に対し、調整委員会が当該対象事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

2 障害のある人の保護者又は関係者は、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前各項の申立ては、その対象事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。

- 一 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）その他の法令により、審査請求その他の不服申立てをすることができる事案であって行政庁の行う処分取消し、撤廃又は変更を求めるものであること。
- 二 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から三年を経過しているものであること（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

三 現に犯罪の捜査の対象となっているものであること。

(事実の調査)

第二十二條 知事は、前條第一項又は第二項の申立てがあつたときは、当該申立てに係る事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

2 知事は、前條第一項又は第二項の申立てについて必要があると認める場合には、広域専門指導員に必要な調査を行わせることができる。

3 関係行政機関の長は、第一項の規定により調査の協力を求められた場合において、当該調査に協力することが、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持（以下「公共の安全と秩序の維持」という。）に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めるときは、当該調査を拒否することができる。

4 関係行政機関の長は、第一項の規定による調査に対して、当該調査の対象事案に係る事実が存在しているか否かを答えるだけで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事実の存否を明らかにしないで、当該調査を拒否することができる。

(助言及びあつせん)

第二十三條 知事は、第二十一條第一項又は第二項に規定する申立てがあつたときは、調整委員会に対し、助言又はあつせんを行うことの適否について審理を求めるものとする。

2 調整委員会は、前項の助言又はあつせんのために必要があると認めるときは、当該助言又はあつせんに係る障害のある人、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 関係行政機関の長は、前項に規定する出席による説明若しくは意見の陳述又は資料の提出（以下「説明等」という。）を求められた場合において、当該説明等に応じることが、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めるときは、当該説明等を拒否することができる。

4 関係行政機関の長は、説明等の求めに対して、当該対象事案について事実が存在しているか否かを答えるだけで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事実の存否を明らかにしないで、当該説明等の求めを拒否することができる。

(勧告等)

第二十四條 調整委員会は、前條第一項に規定する助言又はあつせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあつせんに従わないときは、知事に対して当該差別を解消するよう勧告することを求めることができる。

2 知事は、前項の求めがあつた場合において、差別をしたと認められる者に対して、当該差別を解消するよう勧告することができる。この場合において、知事は、前項の求めを尊重しなければならない。

3 知事は、正当な理由なく第二十二條第一項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告するものとする。

4 知事は、関係行政機関に対し第二項に規定する勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に対してその旨を通知しなければならない。この場合において、当該行

政機関の長が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めて通知したときは、知事は、当該勧告をしないものとする。

(意見の聴取)

第二十五条 知事は、前条第二項又は第三項の規定による勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、当事者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告することができる。

(訴訟の援助)

第二十六条 知事は、障害のある人が、差別をしたと認められるものに対して提起する訴訟（民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百七十五条第一項の和解及び労働審判法（平成十六年法律第四十五号）による労働審判手続を含む。以下同じ。）が第二十三条第一項に規定する助言又はあっせんの審理を行った事案に係るものである場合であって、調整委員会が適当と認めるときは、当該訴訟を提起する者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用の貸付けその他の援助をすることができる。

(貸付金の返還等)

第二十七条 前条の規定により訴訟に要する費用の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定める日までに、当該貸付金を返還しなければならない。ただし、知事は、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、相当の期間、貸付金の全部又は一部の返還を猶予することができる。

(秘密の保持)

第二十八条 調整委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### 第三章 推進黨議

(設置)

第二十九条 県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、障害のある人及びその支援を行う者、次条第一項に規定する分野における事業者、障害のある人に関する施策又は人権擁護に関し専門的知識を有する者並びに県の職員からなる會議（以下「推進黨議」という。）を組織するものとする。

2 推進黨議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(分野別會議)

第三十条 推進黨議に、次の各号に掲げる分野ごとの會議（以下「分野別會議」という。）を置くものとする。

- 一 福祉サービス、医療及び情報の提供等の分野
- 二 商品及びサービスの提供の分野
- 三 労働者の雇用の分野
- 四 教育の分野
- 五 建物等及び公共交通機関並びに不動産の取引の分野

- 2 分野別会議は、次の各号に掲げる事項に関し協議を行うものとする。
  - 一 前項各号に掲げるそれぞれの分野における障害のある人に対する差別の状況についての共通の認識の醸成に関する事。
  - 二 前項各号に掲げるそれぞれの分野における障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための、構成員によるそれぞれの立場に応じた提案に基づく具体的な取組に関する事。
  - 三 前号に規定する取組の実施の状況に関する事。
  - 四 調整委員会と連携して行う、前項各号に掲げるそれぞれの分野における差別の事例及び差別の解消のための仕組みの分析及び検証に関する事。
- 3 分野別会議の構成員は、基本理念にのっとり、相協力して障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組の推進に努めなければならない。

#### 第四章 理解を広げるための施策

##### (表彰)

第三十一条 知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、基本理念にのっとり、県民の模範となる行為をしたと認められるものについて、表彰をすることができる。

- 2 知事は、前項の表彰をするに当たっては、調整委員会の意見を聴かななければならない。
- 3 地域相談員及び広域専門指導員は、第一項の行為をしたと認められるものを知事に推薦することができる。
- 4 知事は、第一項の表彰をした場合は、その旨を公表するものとする。

##### (情報の提供等)

第三十二条 知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための民間の取組について、県民への情報の提供その他の必要な支援をすることができる。

#### 第五章 雑則

##### (条例の運用上の配慮)

第三十三条 この条例の運用に当たっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第一項に規定する委員会及び委員の独立性並びに市町村の自主性及び自立性は、十分配慮されなければならない。

##### (関係行政機関の措置)

第三十四条 関係行政機関は、この条例の趣旨にのっとり、公共の安全と秩序の維持に係る事務の執行に関し、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

##### (委任)

第三十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

##### (罰則)

第三十六条 第十九条第二項又は第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、同年一月一日から施行する。

(検討)

- 2 知事は、この条例の施行後三年を目途として、この条例の施行の状況、障害のある人の権利擁護に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について、障害及び差別の範囲、解決の手続等を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

- 3 (略)

(準備行為)

- 4 第十四条第二項及び第十六条第二項の規定による意見の聴取並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

◎障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（平成 26 年富山県条例第 77 号）

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 障害を理由とする差別の禁止（第 8 条）

第 3 章 障害を理由とする差別を解消するための施策

第 1 節 相談体制（第 9 条—第 13 条）

第 2 節 富山県障害のある人の相談に関する調整委員会（第 14 条）

第 3 節 対象事案の解決のための手続（第 15 条—第 21 条）

第 4 節 普及啓発等（第 22 条・第 23 条）

第 5 節 協議会の設置（第 24 条）

第 4 章 雑則（第 25 条）

附則

すべての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人であり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現が望まれる。

これまで本県においては、誰もが幸せを感じる富山型共生社会の創造を目指して、障害のある人の福祉向上のため様々な取組が行われ、障害及び障害のある人に対する県民の理解は徐々に深まってきている。

しかしながら、障害のある人の地域移行や社会進出が進む中、今なお障害のある人が、日常生活や社会生活の様々な場において、障害を理由とする差別や様々な社会的な障壁によって、暮らしにくさを感じている実態があり、障害のある人もない人も、互いに納得のできる社会的な配慮が一層求められている。

また、本県においては、障害のある人は増加傾向にあり、高齢化や障害の重度化、多様化が進んでいる。少子高齢化が進み、地域の担い手が減少していく中であって、今後、本県が持続可能な社会を構築していくためには、障害のある人もない人もそれぞれが地域における役割を担い、共生する地域づくりを早急に進めていく必要がある。

このような状況を踏まえ、私たちは、障害のある人が必要とする福祉、医療、雇用、教育等を充実させるとともに、障害及び障害のある人の現状と課題について理解を深め、障害の有無によって分け隔てられることのない社会づくりに、県民を挙げて取り組まなければならない。

ここに、障害を理由とするいかなる差別もなくし、すべての障害のある人の人権が尊重され、県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくりを目指して、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、障害を理由とする差別の解消について、基本理念を定め、並びに県及び県民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本

となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）と相まって、すべての障害のある人が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

3 この条例において「障害を理由とする差別」とは、障害のある人に対し、正当な理由なく障害を理由とする不利益な取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしないことをいう。

（基本理念）

第3条 第1条に規定する社会の実現は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

(1) すべての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。

(2) すべての障害のある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

(3) すべての障害のある人は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

(4) すべての障害のある人は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(5) 障害を理由とする差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていること及び誰もが障害を有することとなる可能性があることを踏まえ、障害のある人だけでなくすべての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に掲げる基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消するために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市町村との連携）

第5条 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消するための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 県は、市町村が障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解

消するための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、第3条に掲げる基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消するための施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 県は、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

## 第2章 障害を理由とする差別の禁止

第8条 何人も、障害のある人に対して、障害を理由とする差別をしてはならない。

2 何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害のある人の保護者、後見人その他の関係者が当該障害のある人の代理人として行ったもの及びこれらの者が当該障害のある人の補佐人として行った補佐に係るものを含む。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

3 知事は、前2項の規定の徹底を図るため、福祉サービス、医療、商品販売及びサービス、労働及び雇用、教育、建築物の利用、交通機関の利用、不動産取引、情報の提供、意思表示の受領その他の障害のある人の日常生活又は社会生活に関する分野において特に配慮すべき事項を定めるものとする。

## 第3章 障害を理由とする差別を解消するための施策

### 第1節 相談体制

(特定相談)

第9条 何人も、県に対し、障害を理由とする差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(地域相談員)

第10条 知事は、次に掲げる者に、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、障害のある人の福祉の増進に関し熱意と識見を持ってい



る者であって知事が適当と認めるもの

- 2 知事は、前項第3号に掲げる者に委託をしようとするときは、あらかじめ、富山県障害のある人の相談に関する調整委員会（第14条に規定する富山県障害のある人の相談に関する調整委員会をいう。次条第2項において同じ。）の意見を聴かななければならない。
- 3 第1項の規定により委託を受けた者（以下「地域相談員」という。）は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。
- 4 地域相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

（広域専門相談員）

第11条 知事は、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる者を、広域専門相談員として委嘱することができる。

- (1) 地域相談員に対する指導及び助言
- (2) 特定相談のあった事例の調査研究
- (3) 第9条第2項各号に掲げる業務
- (4) 第16条第3項の規定による調査

- 2 知事は、前項の規定による委嘱をしようとするときは、あらかじめ、富山県障害のある人の相談に関する調整委員会の意見を聴かななければならない。
- 3 広域専門相談員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。
- 4 広域専門相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

（指導及び助言）

第12条 地域相談員は、特定相談について、必要に応じ、広域専門相談員に対し、指導及び助言を求めることができる。

- 2 広域専門相談員は、前項の規定による求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする。

（連携及び協力）

第13条 専門的知識をもって障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者及び機関は、知事、地域相談員及び広域専門相談員と連携し、この条例による施策の実施に協力するよう努めるものとする。

## 第2節 富山県障害のある人の相談に関する調整委員会

第14条 障害を理由とする差別を解消するための施策に関する重要事項について調査審議するため、富山県障害のある人の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。

- 2 調整委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 3 調整委員会は、委員20人以内をもって組織する。
- 4 委員は、障害のある人及び福祉、医療、雇用、教育その他の障害のある人の権利の擁護について優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員は、この条例に基づき職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた

後も同様とする。

- 6 この条例に規定するもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第3節 対象事案の解決のための手続

(助言又はあっせんの申立て)

第15条 障害のある人は、自己に対する障害を理由とする差別に該当する事案（以下「対象事案」という。）の解決を図るため、知事に対し、助言又はあっせんの申立てをすることができる。

- 2 対象事案に係る障害のある人の家族その他の関係者は、前項の申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが障害のある人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。
- 3 前2項の申立ては、第9条第2項に規定する特定相談への対応を経た後でなければ、することができない。
- 4 第1項及び第2項の申立ては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく審査請求又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。

(事実の調査)

第16条 知事は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査を行うものとする。

- 2 地域相談員及び広域専門相談員は、知事からの要請があったときは、前項の規定による調査に協力しなければならない。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、広域専門相談員に、第1項の規定による調査の全部又は一部を行わせることができる。
- 4 地域相談員は、前項の規定による調査に関し、広域専門相談員からの要請があったときは、当該調査に協力しなければならない。
- 5 前条第1項又は第2項の申立てがなされた対象事案に関係する者（当該申立てを行った者を含む。以下「対象事案関係者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、第1項又は第3項の規定による調査に協力しなければならない。
- 6 第1項の規定による調査を担当する県職員又は第3項の規定による調査を担当する広域専門相談員は、当該調査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 7 第1項又は第3項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(助言又はあっせん)

第17条 知事は、第15条第1項又は第2項の申立てがあったときは、調整委員会に対して、当該申立てに係る事実の調査の結果を通知するとともに、助言又はあっせんの手続を開始するよう求めるものとする。

- 2 調整委員会は、前項の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、助言又はあっせん

を行うものとする。

(1) 助言又はあっせんの必要がないと認めるとき。

(2) 対象事案がその性質上助言又はあっせんをするのに適当でないとき。

3 調整委員会は、前項の規定による助言又はあっせんを行わないときは、知事に対して、その旨を報告するものとする。

4 調整委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案関係者に対して、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第 18 条 調整委員会は、知事に対し、次の各号のいずれかに該当する者に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。

(1) 正当な理由なく、第 16 条第 1 項又は第 3 項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した対象事案関係者

(2) 第 16 条第 1 項又は第 3 項の規定による調査に対して虚偽の資料の提出又は説明を行った対象事案関係者その他の関係者

(3) 障害を理由とする差別をしたと認められる対象事案関係者が、正当な理由なく、当該あっせん案を受諾しないときにおける当該対象事案関係者

2 知事は、前項の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、勧告を行うものとする。

(公表)

第 19 条 知事は、前条の勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(意見の聴取)

第 20 条 知事は、第 18 条の勧告又は前条の公表をしようとする場合には、あらかじめ、期日、場所及び対象事案の内容を示して、対象事案関係者又はその代理人の出席を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、当該対象事案関係者又はその代理人が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告又は公表することができる。

(助言又はあっせんの手続の終了)

第 21 条 助言又はあっせんの手続は、次に掲げる事由のいずれかが生じたときに、終了する。

(1) すべての対象事案関係者が助言案又はあっせん案を受諾したとき。

(2) その他助言又はあっせんを行う必要がなくなったとき。

2 調整委員会は、助言又はあっせんの手続が終了したときは、知事に対して、その結果を報告するものとする。

#### 第 4 節 普及啓発等

(普及啓発)

第 22 条 県は、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消することの重要性に関する県民の理解と関心の増進が図られるよう、障害及び障害のある人

に関する知識の普及啓発のための広報活動、障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(障害及び障害のある人に関する教育の推進)

第 23 条 県は、学校において、児童及び生徒が障害及び障害のある人に関する正しい知識を持つための教育が行われるよう努めるものとする。

#### 第 5 節 協議会の設置

第 24 条 県は、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、県、県民、事業者、市町村、学識経験を有する者等で構成される協議会を組織し、当該協議会が円滑に運営されるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### 第 4 章 雑則

(規則への委任)

第 25 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条、第 24 条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(この条例の施行のために必要な準備)

2 第 10 条第 1 項の規定による地域相談員への業務の委託の手續その他の行為及び第 11 条第 1 項の規定による広域専門相談員の委嘱の手續その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(検討)

3 知事は、この条例の施行後 3 年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## ◎静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成 29 年静岡県条例第 17 号）

### 目次

#### 前文

#### 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

#### 第 2 章 障害を理由とする差別の禁止（第 8 条・第 9 条）

#### 第 3 章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策（第 10 条—第 24 条）

#### 第 4 章 雑則（第 25 条）

#### 附則

全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人としての尊厳が重んぜられ、相互に人格と個性を尊重し合い、地域で支え合いながら共に暮らしていける社会こそ、私たちが目指す目標である。

これまで静岡県においては、障害がある者が住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことのできる「魅力ある“ふじのくに”の実現」を目指して、「障害者働く幸せ創出センター」を拠点に、障害がある者が働く幸せを感じられるように就労支援を行うなど、障害がある者の障害の特性や程度、ライフステージに応じた相談体制や支援体制の確保に努めてきた。併せて、地域におけるきめ細かな支援を受けられるように福祉サービスを拡充し、垣根のない福祉を目指す「ふじのくに型福祉サービス」の推進を図るなど、障害がある者の自立と社会参加に向けた支援を充実するとともに、文化や芸術、スポーツを通じて障害がある者の社会参加を進め、障害がある者への理解を深める施策を講じてきた。

また、全国で初めてユニバーサルデザインの理念を県政全般に導入し、その推進に取り組むとともに、静岡県地震対策推進条例に基づき、障害がある者を含めた社会的弱者の視点等に立った防災対策に取り組むなどの障害がある者への先進的な施策を展開してきた。

しかしながら、障害がある者の社会参加が進む中であっても、今なお障害がある者が、日常生活や社会生活の様々な場において、障害を理由とする差別を受けたり、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁によって、暮らしにくさを感じている実態がある。

そこで、全ての県民が、障害を理由とする差別を身近な課題と捉え、社会的障壁等の除去について、建設的な対話を通じて、障害がある者も障害がない者も互いに理解し合えるようにするための社会的な配慮をさらに進めて、その解決に踏み出し、障害を理由とする差別を解消していくことが必要である。

ここに、障害者の権利に関する条約、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の理念にのっとり、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくりを目指すことを決意し、この条例を制定する。

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

第 1 条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関し県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、相談体制の確保、障害者及びその

障害に対する理解を深めるための施策その他の障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障害を理由とする差別 不当な差別的取扱いをすること又は合理的な配慮をしないことをいう。
- (4) 不当な差別的取扱い 障害者に対して、正当な理由がなく、障害を理由として、財、サービス、機会の提供等を拒否し、又は当該提供等に当たって場所、時間等を制限し、若しくは条件を付けること等により、障害者の権利利益を侵害することをいう。
- (5) 合理的な配慮 障害者の求め（当該障害者が障害によりその意思の表明を行うことができない場合又はその意思の表明を行うことが著しく困難な場合にあっては、当該障害者の意思の表明を代わりに行う者の求め）に応じて、障害者が障害者でない者と同等の権利を行使するために、又は障害者でない者と同等の機会及び待遇を確保するために必要かつ適切な措置を行うことをいう。ただし、社会通念上相当と認められる程度を超えた過重な負担を伴うものを除く。

(基本理念)

第3条 障害を理由とする差別の解消の推進は、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提に、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 全ての障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (2) 全ての障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (3) 障害があることに加え、女性であること、男性であること、年齢その他の要因が複合することにより特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた配慮がなされること。
- (4) 障害及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての県民の問題として認識され、その理解が深められること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(県民等の役割)

第5条 県民、事業者(法第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。)及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する関係団体(以下「県民等」という。)は、基本理念にのっとり、障害者及びその障害に対する理解を深めるとともに、県又は市若しくは町が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民等は、障害者等が合理的な配慮を求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努めるものとする。

(県と市又は町との連携)

第6条 県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を実施する場合にあっては、市又は町と連携するものとする。

2 県は、市又は町が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に必要な情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第7条 県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 障害を理由とする差別の禁止

(県における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由とする差別をしてはならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第9条 事業者は、福祉、医療、雇用、商業、交通、教育その他の障害者の日常生活又は社会生活に関する分野において、その事業を行うに当たり、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 事業者は、福祉、医療、雇用、商業、交通、教育その他の障害者の日常生活又は社会生活に関する分野において、その事業を行うに当たり、合理的な配慮をするよう努めなければならない。

## 第3章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策

(静岡県障害者差別解消支援協議会)

第10条 法第17条第1項の規定に基づき、静岡県障害者差別解消支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、法第18条第1項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 事業者が不当な差別的取扱いを行った事案及び合理的な配慮をするよう努めなかった事案(以下これらを「対象事案」という。)について、助言又はあっせんを行うこと。

(2) 障害を理由とする差別の解消を図るため、障害者の日常生活又は社会生活において特に配慮すべき事項に関する協議を行うこと。

3 協議会は、法第17条第1項に規定する関係機関のほか、次に掲げる者で構成する。

- (1) 障害者、その家族その他の関係者が組織する団体を代表する者
  - (2) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
  - (3) 学識経験者
- (相談への対応)

第 11 条 何人も、県に対し、障害を理由とする差別に関する相談をすることができる。

2 県は、前項の規定により相談を受けたときは、その内容に応じて次に掲げる対応をするものとする。

- (1) 相談者に対して、必要な助言又は情報提供を行うこと。
- (2) 相談に係る当事者間の必要な調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関へ必要な通報その他通知を行うこと。

(相談員の配置等)

第 12 条 知事は、前条第 2 項各号に掲げる対応をする者として、相談員を置くことができる。

2 相談員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。相談員でなくなった後も同様とする。

(助言又はあっせんの申立て)

第 13 条 障害者は、自己に対する対象事案の解決を図るため、知事に対し、協議会による助言又はあっせんを求める旨の申立てをすることができる。

2 障害者の家族その他の関係者は、本人に代わって前項の申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが本人の意思に反することが明らかである場合は、この限りでない。

3 第 1 項の申立ては、第 11 条第 1 項の相談を経た後でなければすることができない。

(事実の調査)

第 14 条 知事は、前条第 1 項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査を行うものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、相談員に、前項の調査の全部又は一部を行わせることができる。

3 第 1 項の調査を行う職員及び前項の規定により調査を行う相談員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(助言又はあっせん)

第 15 条 知事は、第 13 条第 1 項の申立てがあった場合において、当該対象事案の解決を図るために必要があると認めるときは、協議会に対し、当該対象事案の当事者に対する助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。

2 協議会は、前項の規定により助言又はあっせんを行うよう求められたときは、当該対象事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うものとする。

3 協議会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、当該対象事案の関係者に説明又は資料の提出を求めることができる。



4 協議会は、当該対象事案の関係者が前項の規定による説明若しくは資料の提出の求めに正当な理由がなく応じないとき又は当該求めに対し虚偽の説明若しくは事実と異なる内容の資料の提出を行ったと認めるときは、知事に対しその旨を通知するものとする。

(勧告)

第 16 条 協議会は、前条第 2 項の規定によりあつせんを行った場合において、当該対象事案に関し、不当な差別的取扱いを行った者又は合理的な配慮をするよう努めなかった者（以下「対象事案該当者」という。）が正当な理由がなく当該あつせん案を受諾しないときは、当該対象事案該当者に対し、必要な措置を執るよう勧告することを知事に対して求めることができる。

2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認めるときは、当該対象事案該当者に対して、必要な措置を執るよう勧告することができる。

第 17 条 知事は、第 15 条第 4 項の規定による通知があったときは、当該通知に係る者に対し、必要な措置を執るよう勧告することができる。

(公表)

第 18 条 知事は、第 16 条第 2 項の勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(意見の聴取)

第 19 条 知事は、第 16 条第 2 項又は第 17 条の規定による勧告をしようとする場合には、あらかじめ、期日、場所その他必要な事項を示して、当該勧告を受ける者又はその代理人の出席を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、当該勧告を受ける者又はその代理人が正当な理由がなく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わずに当該勧告をすることができる。

2 前項の規定は、前条の規定による公表に準用する。

(県民の理解及び関心の増進)

第 20 条 県は、障害者及びその障害に対する理解が深まることにより障害を理由とする差別が解消されることの重要性に関する県民の理解及び関心が増進されるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 障害者及びその障害に関する正しい知識を県民が習得するために必要な施策
- (2) 障害者及びその障害に関する正しい知識の普及及び啓発を行うために必要な施策
- (3) 障害者と障害者でない者との交流の機会の拡大及び充実を図り、その相互理解を促進するために必要な施策

(文化芸術活動)

第 21 条 県は、障害者が文化芸術活動に参加することができる機会を確保するとともに、障害者と障害者でない者が共に文化芸術活動に参加することができる機会を提供することにより、その相互理解が促進されるよう努めるものとする。

(障害者スポーツ)

第 22 条 県は、障害者のスポーツを振興し、及び障害者がスポーツに参加することができる機会を確保するとともに、障害者と障害者でない者が共にスポーツに参加することができる機会を提供することにより、その相互理解が促進されるよう努めるものとする。

(表彰等)

第 23 条 知事は、障害者及びその障害に対する理解を深めることにより障害を理由とする差別を解消するための取組に関し顕著な功績があると認められる者に対して、その功績を公表し、及び表彰することができる。

(障害を理由とする差別の解消の推進に関する県民会議)

第 24 条 県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、広く県民の意見を反映し、県民と一体となってこれを実施するため、障害者、その家族及び障害者の福祉に関する事業に関する団体その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する関係団体、県民並びに事業者が参加する障害を理由とする差別の解消の推進に関する県民会議を開催するものとする。

#### 第 4 章 雑則

(規則への委任)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 知事は、少なくとも 3 年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## ◎愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することは私たちの願いである。

しかしながら、今なお障害のある人が、障害を理由とする不当な差別的取扱いを受けている。また、障害のある人の日常生活や社会生活における活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁も存在する。

このような状況を踏まえ、障害のある人が、障害のない人と平等の選択の機会をもって地域社会で自立した生活を営み、等しく社会参加や自己実現を図ることができる環境づくりを更に進めていくことが必要である。

そのためには、私たち一人一人が障害についての知識及び理解を深めるとともに、障害を理由とする不当な差別的取扱いをなくし、障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で妨げとなる様々な社会的障壁を取り除くよう、社会全体で取り組まなければならない。

私たちは、このような認識を共有し、一体となって、障害を理由とする差別の解消を推進するため、ここにこの条例を制定する。

### （目的）

第一条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

### （定義）

第二条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

### （基本理念）

第三条 障害を理由とする差別の解消の推進は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを旨とすること。
- 二 全ての障害者が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨とすること。
- 三 障害を理由とする差別の多くが障害者に対する理解の不足から生じていること及び誰

もが障害を有することとなる可能性があることを踏まえ、全ての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること。

四 県、県民、事業者及び市町村その他関係機関が、各々の役割を果たすとともに、社会全体で取り組むこと。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、市町村と連携を図りながら協力して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の推進に取り組むものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第七条 県及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

(県における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第九条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

3 事業者は、その事業を行うに当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する

法律（平成二十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第十一条第一項に規定する対応指針に即して、適切な対応に努めなければならない。

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備等）

第十条 県は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるようにするため、その相談に対応するための窓口を設置する等必要な体制の整備を図るものとする。

2 県は、市町村が実施する障害を理由とする差別に関する相談に関し、情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

（協議会）

第十一条 医療、介護、教育その他の障害者の自立及び社会参加に関する分野の事務に従事する県の関係機関は、障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、協議会を組織するものとする。

2 前項の協議会を組織する県の関係機関は、必要があると認めるときは、当該協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験のある者

三 その他当該県の関係機関が必要と認める者

3 第一項の協議会は、法第十七条第一項に規定する障害者差別解消支援地域協議会とする。

（障害を理由とする差別の解消に関する啓発等）

第十二条 県は、障害を理由とする差別の解消について県民の関心と理解を深めるため、障害を理由とする差別の解消に関する啓発及び知識の普及に必要な措置を講ずるものとする。

（助言、あっせん又は指導の求め等）

第十三条 第九条第一項の規定に違反する不当な差別的取扱いを受けたと認める障害者及びその家族その他の関係者は、知事に対し、当該不当な差別的取扱いに該当する事案の解決のために必要な助言、あっせん又は指導を行うよう求めることができる。ただし、当該求めをすることが当該障害者の意に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の求めがあった場合において必要があると認めるときは、愛知県障害者差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第一項の求めに係る不当な差別的取扱いをしたと認められる事業者が、あっせん案が提示された場合において当該あっせん案を受諾せず、又は指導に従わなかったときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた事業者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

5 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該事業者に対し、

意見を述べる機会を与えなければならない。

(愛知県障害者差別解消調整委員会)

第十四条 前条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を行わせるため、愛知県障害者差別解消調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員十五名以内で組織する。

3 委員は、学識経験のある者、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、事業者を代表する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

4 前二項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(障害を理由とする差別の禁止に関し職員が適切に対応するための要領)

第十五条 県の機関は、第八条に規定する事項に関し、当該機関の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるものとする。

2 県の機関は、前項の要領を定めようとするときは、あらかじめ、愛知県障害者施策審議会の意見を聴くものとする。

3 県の機関は、第一項の要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前二項の規定は、第一項の要領の変更について準用する。

5 県の職員は、第一項の要領を遵守しなければならない。

6 第一項の要領（公営企業管理者及び病院事業管理者が定める要領を除く。）は、法第十条第一項に規定する地方公共団体等職員対応要領とする。

(財政上の措置)

第十六条 県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十五条（第六項を除く。）の規定 平成二十八年一月一日

二 第九条、第十一条第三項、第十三条、第十四条及び第十五条第六項の規定 平成二十八年四月一日

(経過措置)

2 県の機関は、平成二十八年一月一日前においても、第十五条の規定の例により、同条第一項の要領を定め、これを公表することができる。

3 前項の規定により定められた要領は、平成二十八年一月一日において第十五条の規定により定められたものとみなす。

(検討)

4 県は、この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

◎大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成 28 年大阪府条例第 3 号）

（目的）

第一条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第十四条に規定する相談及び紛争の防止又は解決のための体制の整備（以下「体制整備」という。）並びに法第十五条に規定する啓発活動（以下「啓発活動」という。）の実施に関し必要な事項等を定めることにより、障害を理由とする差別を解消し、もって障害の有無にかかわらず、全ての府民が暮らしやすい共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 相談事案 法第八条に規定する事項に係る障害者及びその家族その他の支援者（以下「障害者等」という。）並びに事業者からの相談の事案をいう。
- 二 相談機関 相談事案に対応する市町村の機関（市町村から当該相談事案の対応を委託されている機関を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 障害を理由とする差別の解消は、全ての府民が共に社会の一員として解決すべき社会全体の課題であるとの認識の下、行わなければならない。

2 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止又は解決に当たっては、相談事案の当事者が互いを理解し合い対等の立場で話し合うことで、当該相談及び紛争の防止又は解決のための手段及び方法を考えることを基本として行わなければならない。

3 啓発活動の実施に当たっては、障害及び障害者に対する理解を深めることが障害を理由とする差別を解消し、共生社会を実現するための基礎的な取組であることを旨として行わなければならない。

（府の責務）

第四条 府は、市町村との適切な役割分担のもとで、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、体制整備を実施する責務を有する。

2 府は、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消について、府民の関心と理解を深め、府民が適切に行動するための指針を作成し、その普及に努めるとともに、必要な啓発活動を行う責務を有する。

（府民及び事業者の責務）

第五条 府民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する関心と理解を深め、自己啓発に努めるとともに、府が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市町村との連携）

第六条 府は、体制整備及び啓発活動に当たっては、市町村と連携してこれらを実施するよ

う努めるものとする。

- 2 府は、市町村が体制整備及び啓発活動を実施しようとするときは、市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(広域支援相談員)

第七条 府に広域支援相談員を置く。

- 2 広域支援相談員は、障害を理由とする差別の解消に関する知識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 3 広域支援相談員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- 一 相談機関における相談事案の解決を支援するため、必要な助言、調査及び相談事案に関する関係者間の調整を行うこと。

- 二 障害者等及び事業者からの相談に応じ、相談機関と連携して、必要な助言、調査及び相談事案に関する関係者間の調整を行うこと。

- 三 相談機関相互の連携の促進を図り、並びに相談事案に係る情報の収集及び分析を行うこと。

- 4 広域支援相談員は、中立かつ公正に、前項各号に掲げる職務を行わなければならない。

(協議会への諮問等)

第八条 知事は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項について、必要があると認めるときは、大阪府障害者差別解消協議会（以下「協議会」という。）に諮問し、その意見を聴かなければならない。

- 2 協議会の委員は、障害者、障害者の自立と社会参加に関する事業に従事する者、学識経験のある者、事業者を代表する者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

- 3 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 4 専門委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

- 5 協議会は、委員及び専門委員のうちから協議会が指名する者をもって構成する合議体（以下「合議体」という。）で、次に掲げる事項を取り扱う。

- 一 法第八条第一項に規定する事項に係る紛争の事案（以下「紛争事案」という。）を解決するためのあっせん

- 二 広域支援相談員が行う職務に関する助言

- 6 協議会は、法第十七条に規定する障害者差別解消支援地域協議会の機能を併せ有する。

- 7 委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(あっせんの求め)

第九条 相談事案に係る障害者等は、法第八条第一項の規定に違反する取扱いを受けたと認める場合で、第七条第三項の規定により広域支援相談員が対応してもなおその解決が見込めないときは、知事に対し、紛争事案の解決のため、あっせんを求めることができる。ただし、当該あっせんの求めをすることが当該障害者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。



2 前項の規定によるあっせんの求めは、障害を理由とする差別の解消が、行政庁の処分により解決されるものであるときは、することができない。

(あっせん)

第十条 知事は、前条第一項の規定によるあっせんの求めがあったときは、合議体にあっせんを行わせるものとする。

2 合議体は、前条第一項の規定によるあっせんの求めがあったときは、当該あっせんの求めに係る紛争事案が法第八条第一項の規定に違反する取扱いに係るものでないと認めるときその他あっせんを行うことが適当でないと認めるときを除き、あっせんを行うものとする。

3 合議体は、あっせんを行うために必要があると認めるときは、紛争事案の関係者に対し、あっせんを行うために必要な限度において、必要な資料の提出及び説明を求めることその他の必要な調査を行うことができる。

4 合議体は、紛争事案の解決のため必要なあっせん案を作成し、これを紛争事案の当事者に提示することができる。

5 あっせんは、次のいずれかに該当したときは、終了する。

一 あっせんにより紛争事案が解決したとき。

二 あっせんによっては紛争事案の解決の見込みがないと認めるとき。

6 合議体は、第二項の規定によりあっせんを行わないこととしたとき又は前項の規定によりあっせんを終了したときは、その旨を知事に報告するものとする。

(勧告)

第十一条 協議会は、次のいずれかに該当する者に対して、当該あっせんに係る紛争事案を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、知事に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。

一 前条第二項の規定によりあっせんを行った場合において、正当な理由なく、あっせん案を受諾せず、又は受諾したあっせん案に従わない者

二 正当な理由なく、前条第三項の調査を拒み、妨げ、又は忌避した紛争事案の関係者

三 前条第三項の調査に対して虚偽の資料の提出又は説明を行った紛争事案の関係者

2 前項の規定による勧告の求めがあった場合において、知事は、必要があると認めるときは、当該勧告の求めに係る者に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(公表)

第十二条 知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又は代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

3 知事は、第一項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聴かななければならない。

(規則への委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十四条 第八条第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この条例の見直し)

2 知事は、この条例の施行後三年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

3 前項の検討に当たっては、法第八条第二項に規定する配慮の実施状況について特に留意するとともに、必要があると認めるときは、この条例の施行後三年以内においても速やかに当該配慮の義務付けの在り方も含めた見直しを検討するものとする。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

4 (略)

◎奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例（平成 27 年奈良県条例第 70 号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 障害を理由とする差別の禁止（第八条・第九条）

第三章 障害を理由とする差別を解消するための施策（第十条—第十五条）

第四章 奈良県障害者相談等調整委員会（第十六条）

第五章 障害及び障害のある人に関する理解の促進（第十七条）

第六章 雑則（第十八条）

第七章 罰則（第十九条）

附則

基本的人権が尊重される差別のない自由で平等な社会の実現は、人類全ての悲願であり、障害の有無にかかわらず、全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。また、障害のある人もない人も、等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられる社会の実現は、全ての人間の共通の願いである。

しかしながら、今なお、障害のある人に対する障害を理由とする不利益な取扱いが存在している。また、障害のある人の社会参加や自立を制限する物理的な障壁、誤解や偏見といった意識上の障壁等様々な社会的障壁も存在している。

このような状況を踏まえ、我々は、障害及び障害のある人に関することを身近な課題と捉え、障害の有無にかかわらず、誰もがともに学び生きるという意識を育み、障害を理由とする差別的言動その他の権利利益を侵害する行為をなくすとともに、全ての県民の障害への理解を深めるための取組が必要である。

ここに、我々は、障害のある人もない人も、ともに安心して幸せに暮らすことができる奈良県づくりを目指して、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、障害を理由とする差別の解消、障害のある人の権利擁護及び県民の理解（以下「障害を理由とする差別の解消等」という。）の促進に関する基本的な事項を定め、県の責務、県と市町村との連携並びに県民及び事業者の役割を明らかにし、障害を理由とする差別の解消等に関する施策を推進することにより、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継

続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(基本理念)

第三条 全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会の実現は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全ての障害のある人は、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。

二 全ての障害のある人は、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

三 全ての障害のある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々とともに暮らすことを妨げられないこと。

四 全ての障害のある人は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

五 障害のある人となない人が、ともに交流し、及び学び合い理解を深める必要があること。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(県と市町村との連携)

第五条 県は、市町村が障害を理由とする差別の解消等に関する施策を実施する場合には、当該市町村と連携し、及び協力するとともに、当該市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民及び事業者の役割)

第六条 県民及び事業者は、第三条の基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に対する関心と理解を深め、自己啓発に努めるとともに、県及び市町村が実施する障害を理由とする差別の解消等の推進に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第七条 県は、障害を理由とする差別の解消等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 障害を理由とする差別の禁止

(不利益な取扱いの禁止)

第八条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉サービス(以下「福祉サービス」という。)を提供する場合において、障害のある人に対して、その生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付

- し、その他不利益な取扱いをすること。
- 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、障害のある人に対して、同条第十六項に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、その意に反して同条第一項に規定する厚生労働省令で定める施設若しくは同条第十一項に規定する障害者支援施設への入所を強制し、又は同条第十五項に規定する共同生活援助を行う住居への入居を強制すること。
- 三 不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- 四 医療を提供する場合において、障害のある人に対して、次に掲げる取扱いをすること。
- ア 障害のある人の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- イ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、障害のある人が希望しない長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。
- 五 教育を行う場合において、障害のある人に対して、次に掲げる取扱いをすること。
- ア 障害のある人の年齢及び能力かつ特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要と認められる適切な指導又は支援を講じないこと。
- イ 障害のある人及びその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。以下同じ。）への意見聴取及び必要な説明、情報提供を行わないで、又はこれらの者の意見を十分に尊重せずに、障害のある人が就学すべき学校（同法第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。）を決定すること。
- 六 雇用等において、障害のある人に対して、次に掲げる取扱いをすること。
- ア 労働者の募集又は採用を行う場合において、障害のある人に対して、従事させようとする業務を障害のある人が適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- イ 障害のある人を雇用する場合において、障害のある人に対して、障害のある人が業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件、昇進、降格、配置転換、教育訓練、研修若しくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇すること。
- 七 不特定かつ多数の者が利用する建物その他の施設又は公共交通機関を障害のある人の利用に供する場合において、障害のある人に対して、建物その他の施設の構造上又は公

公共交通機関の車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、障害のある人の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

八 障害のある人に情報を提供し、又は障害のある人から情報の提供を受ける場合において、障害のある人に対して、次に掲げる取扱いをすること。

ア 障害のある人から情報の提供を求められた場合において、障害のある人に対して、当該情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

イ 障害のある人が意思を表示する場合において、障害のある人に対して、障害のある人が選択した意思表示の方法によっては障害のある人の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

九 障害のある人に、商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、障害のある人に対して、その障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

十 前各号に掲げるもののほか、障害のある人に対して、障害を理由として不利益な取扱いをすること。

(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)

第九条 何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(障害のある人の保護者、後見人その他の関係者が本人に代わって行ったもの及びこれらの者が本人の補佐人として行った補佐に係るものを含む。)があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、本人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

### 第三章 障害を理由とする差別を解消するための施策

(相談及び支援)

第十条 何人も、県に対し、第八条各号に掲げる行為及び前条の規定による配慮をしないこと(以下「不利益な取扱い等」という。)に関する相談をすることができる。

2 県は、前項に規定する相談があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 相談に応じ、相談者に必要な助言、情報の提供等を行うこと。

二 相談に係る関係者間の調整を行うこと。

三 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(相談員の配置)

第十一条 知事は、前条第二項各号に掲げる業務を行わせるため、適正かつ確実に行うことができる者を相談員として委嘱することができる。

2 相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。相談員でなくなった後においても、同様とする。

(必要な措置の求め)

第十二条 障害のある人は、第十条第一項の相談を経ても不利益な取扱い等に関する事案(以下「対象事案」という。)が解決しないときは、知事に対し、その解決のために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2 前項の規定は、対象事案に係る障害のある人の保護者、後見人その他の関係者について準用する。ただし、当該求めをすることが明らかに障害のある人の意に反すると認められるときは、この限りでない。

(助言又はあっせん)

第十三条 知事は、前条第一項又は第二項の規定による求めがあった場合において、助言若しくはあっせんの必要がないと認めるとき又は対象事案の性質上助言若しくはあっせんを行うことが適当でないときを除き、奈良県障害者相談等調整委員会に助言又はあっせんを行わせるものとする。

2 奈良県障害者相談等調整委員会は、前項の規定による助言又はあっせんのため必要があると認めるときは、対象事案の当事者(以下「関係当事者」という。)に対し、必要な資料の提出及び説明を求めるとその他必要な調査を行うことができる。

3 奈良県障害者相談等調整委員会は、対象事案の解決に必要なあっせん案を作成し、これを関係当事者に提示することができる。

4 奈良県障害者相談等調整委員会は、助言を行ったとき又はあっせんが終了し、若しくは打ち切られたときは、その結果を知事に報告しなければならない。この場合において、関係当事者があっせんに従わなかったときは、その旨その他規則で定める事項を併せて報告しなければならない。

(勧告等)

第十四条 知事は、前条第四項による報告を受けた場合において次の各号のいずれかに該当するため調査をすることを要すると認めるときは、関係当事者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

一 正当な理由なく、前条第二項の規定による調査等を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 前条第二項の規定による調査に対して虚偽の資料の提出又は説明を行ったとき。

三 前条第四項の規定によるあっせんを受け入れた不利益な取扱い等をしたと認められる関係当事者が、正当な理由なく、当該あっせんに基づいた措置を履行しないとき。

2 前項の説明又は資料の提出により、関係当事者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、知事は、関係当事者に対し、必要な措置を講ずるべきことを勧告することができる。

(公表)

第十五条 知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた関係当事者が、正当な理由なく、

当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

#### 第四章 奈良県障害者相談等調整委員会

第十六条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるほか、障害のある人の権利擁護等のための施策に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議させるため、奈良県障害者相談等調整委員会（以下この条において「調整委員会」という。）を置く。

- 2 調整委員会は、委員十五人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。
  - 一 学識経験を有する者
  - 二 障害のある人及び障害のある人の福祉に関する事業に従事する者
  - 三 事業者を代表する者
  - 四 その他知事が適当と認める者
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第五章 障害及び障害のある人に関する理解の促進

第十七条 県は、障害を理由とする差別をなくすことの重要性について、県民の関心と理解を深めるため、障害及び障害のある人に関する知識等の普及啓発その他必要な事業を行うものとする。

#### 第六章 雑則

（その他）

第十八条 この条例で定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

#### 第七章 罰則

第十九条 第十一条第二項又は第十六条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第二章、第三章及び第七章の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（準備行為）

- 2 第十一条第一項の規定による相談員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。



◎愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例(平成28年愛媛県条例第19号)

(目的)

第1条 この条例は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、市町及び県民等の責務を明らかにするとともに、必要な措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害をいう。
- (2) 障がい者 障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (3) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 障がいを理由とする差別 障がいを理由として不当な差別的取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしないことにより、障がい者の権利利益を侵害することをいう。

(基本理念)

第3条 障がいを理由とする差別の解消の推進は、全ての障がい者が、障がい者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを基本として行われなければならない。

2 障がいを理由とする差別の解消の推進は、誰もが障がいを有することとなる可能性があることを踏まえ、全ての県民が障がいについての知識及び理解を深めることを基本として行われなければならない。

3 障がいを理由とする差別の解消を図るための取組は、差別する側と差別される側とに分けて、相手方を一方的に非難し、又は制裁を加えようとするものであってはならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町等との相互の連携及び協力の下に、障がいを理由とする差別を解消するために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町が行う障がいを理由とする差別を解消するための施策に関し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市町の責務)

第5条 市町は、基本理念にのっとり、地域の実情に応じて、障がいを理由とする差別に関する相談（以下「特定相談」という。）に応じることその他の障がいを理由とする差別を解消するための施策を推進するよう努めるものとする。

(県民等の責務)

第6条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、障がい及び障がい者とその家族に対する理解を深めるとともに、県又は市町が実施する障がいを理由とする差別を解消するための施策に協力するよう努めるものとする。

(障がいを理由とする差別の禁止)

第7条 全ての県民は、障がい者に対して、障がいを理由とする差別をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、これを怠ることによって障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じ、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

(広域専門相談員)

第8条 障がいを理由とする差別の解消に関し、次に掲げる事務を行わせるため、広域専門相談員を置くことができる。

- (1) 特定相談に応じる者に対し、指導及び助言をすること。
- (2) 特定相談のあった事例に関する調査研究をすること。
- (3) 特に専門的な対応を要する特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供をすること。
- (4) 特に専門的な対応を要する特定相談に係る関係者間の調整をすること。
- (5) 関係行政機関への通告、通報その他の通知をすること。
- (6) 次条第1項の申立てに関する援助をすること。

2 広域専門相談員は、障がいを理由とする差別の解消に熱意と識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 広域専門相談員は、中立かつ公正な立場において、誠実にその事務を行わなければならない。

4 広域専門相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(助言又はあっせんの申立て)

第9条 障がい者は、自己に対する障がいを理由とする差別が行われた場合において、広域専門相談員等に対する特定相談によってもなお問題が解決しないと認めるときは、知事に対し、助言又はあっせんの申立てをすることができる。

2 前項の場合において、当該障がい者の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、当該障がい者の家族その他の関係者は、同項の申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが、当該障がい者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 第1項の申立ては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令の規定に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職員の職務執行については、することができない。

(事実の調査)

第10条 知事は、前条第1項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査をするものとする。

- 2 広域専門相談員は、知事からの要請があったときは、前項の調査に協力しなければならない。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、広域専門相談員に第1項の調査の全部又は一部を行わせることができる。
- 4 前条第1項の申立てがされた事案（以下「対象事案」という。）の当事者その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、第1項の調査（前項の規定により広域専門相談員がその全部又は一部を行う場合を含む。以下同じ。）に協力するよう努めなければならない。
- 5 第1項の調査を行う職員又は広域専門相談員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（助言又はあっせん）

第11条 知事は、前条第1項の調査を行ったときは、次に掲げる場合を除き、愛媛県障がい者差別解消調整委員会に対して、当該調査の結果を通知するとともに、助言又はあっせんの手続を開始するよう求めるものとする。

（1） 助言又はあっせんの必要がないと認められる場合

（2） 対象事案の性質上、助言又はあっせんをすることが適当でないとして認められる場合

- 2 愛媛県障がい者差別解消調整委員会は、前項の規定による求めがあったときは、対象事案の解決に必要な助言案又はあっせん案を作成し、これを当該対象事案の当事者その他の関係者に提示することができる。
- 3 愛媛県障がい者差別解消調整委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案の当事者その他の関係者に対して、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第12条 愛媛県障がい者差別解消調整委員会は、前条第2項の規定によりあっせん案を提示した場合において、対象事案の当事者が、正当な理由がなく、当該あっせん案を受諾しないとき又は受諾したあっせん案の内容に従わないときは、必要な措置をとるよう当該当事者に勧告することを知事に対して求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該当事者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

（公表）

第13条 知事は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、同項に規定する者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

（愛媛県障がい者差別解消調整委員会）

第14条 第11条及び第12条第1項の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるとともに、障がい者理由とする差別の解消の推進に関する重要事項を調査審議させるため、愛媛県障がい者差別解消調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。

2 調整委員会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、学識経験のある者、保健医療関係者その他の障がい者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、関係行政機関の職員、障がい者及びその家族等で構成される団体を代表する者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（広報の推進等）

第15条 県は、障がい者理由とする差別を解消することの重要性に関する県民の理解と関心を深めるとともに、障がい者と障がい者でない者との交流を促進するため、必要な広報及び啓発を推進するものとする。

2 県は、障がい者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするために必要な支援を行うものとする。

（財政上の措置）

第16条 県は、障がい者理由とする差別を解消するための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

◎福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例(平成29年福岡県条例第11号)

目次

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 不当な差別的取扱いの禁止等（第八条—第十二条）

第三章 障がいを理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等のための体制

第一節 障がいを理由とする差別に関する相談体制（第十三条—第十六条）

第二節 福岡県障がい者差別解消委員会（第十七条—第二十三条）

第三節 知事による勧告及び公表（第二十四条・第二十五条）

第四節 障がい者差別解消支援地域協議会（第二十六条・第二十七条）

第四章 啓発（第二十八条・第二十九条）

第五章 雑則（第三十条・第三十一条）

第六章 罰則（第三十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、障がい及び障がいのある人への誤解及び偏見並びに社会的障壁の存在により、障がいのある人の自立及び社会参加がまだ妨げられている状況に鑑み、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別に関する相談に的確に対応し紛争の防止又は解決を図るための体制、啓発の基本方針等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって何人も障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病を原因とする障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいう。
- 二 保護者 子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは未成年後見人）、成年後見人その他裁判所の審判により法定代理権を有する者及び現に障がいのある人を養護する者をいう。
- 三 社会的障壁 日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、偏見その他一切のものをいう。
- 四 不当な差別的取扱い 障がい又は障がいに関連する事由を理由としてされる、財・サービス又は各種機会の提供の拒否又は提供の場所若しくは時間帯の制限、障がいのない人に対して付さない条件の付加等の区別、排除、制限その他の異なる取扱い（障がいの

ない人と同等の機会及び待遇の確保を推進すること等正当と認められる目的の下にされる取扱いを除く。)であって、当該取扱いを受けた人の権利利益を侵害することとなるものをいう。

五 合理的配慮の提供 障がいのある人(障がいのある人が自らの意思を表明することが困難な場合にあつては、その保護者)から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、障がいのない人と同等の機会及び待遇が確保され、又は同等の権利を行使できるよう、当該障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態その他個々の具体的場面及び状況に応じて行う必要かつ適切な現状の変更又は調整(社会通念上相当と認められる範囲を超える人的、物理的又は経済的な負担その他の過度な負担を生じるものを除く。)をいう。

六 行政機関等 国の行政機関(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号。以下「法」という。)第二条第四号に規定する国の行政機関をいう。)、地方公共団体(地方公営企業法(昭和三十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。次号において同じ。)、独立行政法人等(法第二条第五号に規定する独立行政法人等をいう。次号において同じ。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。次号において同じ。)をいう。

七 事業者 目的の営利若しくは非営利又は個人若しくは法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって、県内で商業その他の事業を行う者(国、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 この条例による障がいを理由とする差別の解消の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 障がいのある人の活動を制限し、及び社会への参加を制約している社会的障壁の除去を進め、ソフト及びハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、施設及び設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさの向上を図ること。

二 障がい及び障がいのある人に関する県民の意識を向上させ、障がいのある人の権利及び尊厳を尊重する社会を育むこと。

三 あらゆる活動分野における障がいのある人に関する定型化された観念、偏見及び誤解に基づく慣行をなくすこと。

四 障がいを理由とする差別に関する紛争の防止又は解決に当たっては、当事者間の建設的な対話による相互理解を基本とすること。

(県の責務等)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)その他の法令(条例及び規則を含む。)との調和を図りつつ、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し必要な施策を総合的かつ主体的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策を策定し、又は実施するに当たっては、法令に定めのあるもののほか「障がい」の表記を用いるよう努めるものとする。
- 3 県は、市町村が障がいを理由とする差別の解消の推進に関し必要な施策を実施しようとするときは、当該市町村と連携するとともに、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。
- 4 県は、事業者が第六条第一項の規定により必要な措置を講じようとするときは、当該事業者に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。
- 5 県は、全ての障がいのある人に、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会を確保し、及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会を拡大するよう努めなければならない。
- 6 県は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（市町村の役割）

第五条 市町村は、障がいを理由とする差別の解消の推進に当たっては、県との適切な役割分担を踏まえ、障がいのある人の身近な地域における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、県及び市町村が実施する障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第七条 県民は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人への理解を深めるよう努めるとともに、障がいのある人及びその家族その他の関係者が障がいによる生活上の困難を軽減するための支援を周囲に求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努めなければならない。

- 2 県民は、県及び市町村が実施する障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第二章 不当な差別的取扱いの禁止等

（不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供）

第八条 何人も、障がいのある人に対し、あらゆる分野において、不当な差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、合理的配慮の提供を誠実に行うことにより、社会的障壁の除去に可能な限り努めなければならない。

（事業分野別の合理的配慮等）

第九条 県は、前条の規定の趣旨が、障がいのある人の日常生活又は社会生活において広く実現されるよう、次に掲げる分野ごとに、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供に当

たり特に配慮すべき具体的事項について情報を集積し、当該分野に携わる事業者及び行政機関等に対する必要な情報の提供及び啓発を行わなければならない。

- 一 障がい福祉事業、介護保険事業、保育事業その他の福祉サービスの分野
- 二 医療の分野
- 三 労働及び雇用の分野
- 四 教育の分野
- 五 スポーツ、レクリエーション及び文化活動の分野
- 六 多数の者の利用に供される建築物の利用の分野
- 七 公共交通機関の利用の分野
- 八 不動産の売買、交換、賃貸借その他の不動産取引の分野
- 九 多数の者に対する情報の提供及び意思表示の受領の分野
- 十 前各号に掲げるもののほか、商品、サービス及び役務の提供の分野その他障がいのある人の日常生活又は社会生活に関わりのある分野

2 県は、前項の規定による情報の提供及び啓発を行おうとするときは、障がいのある人その他の関係者から意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(事前的改善措置)

第十条 県、市町村及び事業者は、合理的配慮の提供を的確に行うための環境の整備として、次に掲げる措置を、障がいのある人からの改善の申出を待つことなく、あらかじめ講ずるよう努めるものとする。

- 一 自ら設置する施設及び設備のバリアフリー化
- 二 介助者等の人的支援
- 三 障がいのある人にとって円滑な情報の取得及び利用、意思表示並びにコミュニケーションに資するための支援

(防災及び防犯の対策)

第十一条 県は、障がいのある人が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障がいのある人の個々の障がいの特性及び状況に応じて、防災及び防犯に関し必要な対策を講ずるものとする。

(虐待防止の対策)

第十二条 県は、障がいのある人に対する虐待の防止が、障がいのある人の権利及び尊厳を尊重する上で極めて重要であることに鑑み、障がい及び障がいのある人への理解を深めるための研修の実施、障がいのある人に対する虐待の防止に関する啓発及び相談に係る体制整備その他の必要な対策を講ずるものとする。

第三章 障がいを理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等のための体制

第一節 障がいを理由とする差別に関する相談体制

(個別相談)

第十三条 県は、障がいのある人（障がいのある人が自らの意思を表明することが困難な場合にあつては、その保護者）又は事業者からの不当な差別的取扱い又は合理的配慮の提供に関する個別の事案についての相談（以下「個別相談」という。）に応ずるものとする。



2 市町村は、身近な地域における事案の解決又は改善を図るため、個別相談に応ずるよう努めるものとする。

（県における専門相談員の設置）

第十四条 県に、個別相談に応じて専門的及び広域的に事案の解決又は改善を図るための職員として、専門相談員を置く。

2 専門相談員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（市町村における相談体制の整備）

第十五条 市町村は、身近な地域における事案の解決又は改善を図るため、個別相談に応ずる相談体制の整備に努めるものとする。

（県と市町村の連携）

第十六条 市町村は、個別相談に応じて事案の解決又は改善を図るため必要があるときは、専門相談員に助言又は支援を求めることができる。

#### 第二節 福岡県障がい者差別解消委員会

（設置）

第十七条 事業者又は行政機関等による不当な差別的取扱い又は合理的配慮の提供に関する紛争の防止又は解決を図るため、県に福岡県障がい者差別解消委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この節の規定によりその権限に属する事項を処理するものとする。

3 委員会は、知事が任命する委員七人以内で組織する。

4 この節及び第三十条第二項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（守秘義務）

第十八条 委員会の委員及び委員会の事務に従事する者は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（助言又はあっせんの申立て）

第十九条 障がいのある人（障がいのある人が自らの意思を表明することが困難な場合にあっては、その保護者）は、個別相談によっては事業者又は行政機関等による不当な差別的取扱い又は合理的配慮の提供に関する事案の解決又は改善が期待できないと思料するとき、委員会に対し、当該事案の当事者（この条に規定する申立てをした者を含む。以下「当事者」という。）への助言又はあっせんを求める申立てをすることができる。ただし、当該事案が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 当事者の全てが県外に居住し、又は所在する者であるとき。

二 当該事案の発生の日又は当事者を知った日のいずれか遅い日から三年を経過したものであるとき。

（助言又はあっせんの申立てに係る調査及び審議）

第二十条 委員会は、前条の申立てがあったときは、当該申立てに係る事案についての事実の調査及び審議を行うものとする。

2 委員会は、前項の規定により事実の調査及び審議を行うため必要があると認めるときは、当事者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 当事者は、第一項の規定による事実の調査及び審議に協力しなければならない。  
(助言又はあっせん)

第二十一条 委員会は、前条第一項の規定による事実の調査及び審議を終えたときは、当事者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 助言又はあっせんを行う必要がないと認めるとき。

二 第十九条の申立てに係る事案の性質上、助言又はあっせんを行うことが適当でないと認めるとき。

三 第十九条の申立てが、当該申立てに係る事案の発生の日又は当事者を知った日のいずれか遅い日から三年を経過した日以後にされたものであることが判明したとき。

2 委員会は、前項ただし書の規定により助言又はあっせんを行わないときは、第十九条の申立てをした者にその旨を通知するとともに、知事に当該申立てへの対応結果を報告するものとする。

(助言又はあっせんの終了)

第二十二条 委員会は、前条第一項の規定により助言をし、又はあっせんを開始した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該助言又はあっせんを終了するものとする。

一 当事者が助言に従ったとき、又はあっせん案を受諾したとき。

二 当事者が助言に従わないとき、又はあっせん案を受諾しないとき。

三 助言又はあっせんを継続することが困難であり、又は適当でないと認めるとき。

2 委員会は、前項の規定により助言又はあっせんを終了したときは、当事者にその旨を通知するとともに、知事に当該申立てへの対応結果を報告するものとする。

(措置の求め)

第二十三条 委員会は、当事者のうち事業者又は行政機関等が助言に従わず、又はあっせん案を受諾しないときは、第十九条の申立てに係る事案の解決又は改善を図るため、知事に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

### 第三節 知事による勧告及び公表

(勧告)

第二十四条 知事は、委員会から前条の規定による求めがあった場合において、第十九条の申立てに係る事案の解決又は改善を図るため必要があると認めるときは、当事者のうち事業者又は行政機関等に対し、当該事案の解決又は改善を図るための対応策を提示し、これに従って必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第二十五条 知事は、前条の規定による勧告を受けた事業者又は行政機関等が当該勧告に従わず、第八条の規定の趣旨を著しく損なうおそれがあると認めるときは、当該事業者又は行政機関等の名称及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を指定し、前条の規定による勧告を受けた事業者若しくは行政機関等又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。ただし、当該事業者若しくは行政機関等又はその代理人が、正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

#### 第四節 障がい者差別解消支援地域協議会

(障がい者差別解消支援地域協議会の組織)

第二十六条 県は、県内の障がいを理由とする差別の解消を推進するため、法第十七条第一項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を自らが中心となって組織するものとする。

第二十七条 県は、市町村に対し、法第十七条第一項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を組織するよう働きかけるものとする。

#### 第四章 啓発

(啓発)

第二十八条 県は、県の職員に対し、障がいのある人から直接話を聞く機会を設ける等、法及びこの条例の趣旨の徹底を目的とした研修及び啓発を行うことにより、障がい及び障がいのある人への理解の増進に努めなければならない。

2 県は、事業者がその従業者に対し法及びこの条例の趣旨の徹底を目的とした研修又は啓発を行おうとするときは、当該事業者に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

3 県は、県民に対し、法及びこの条例の趣旨の徹底に資する啓発に努めなければならない。

(表彰)

第二十九条 知事は、障がい及び障がいのある人への理解を深め障がいを理由とする差別を解消するための取組に関し顕著な功績があると認められるものに対し、表彰を行うことができる。

#### 第五章 雑則

(市町村条例との関係等)

第三十条 この条例の規定は、市町村が障がいを理由とする差別の解消の推進に関し条例で別段の定めをすることを妨げるものではない。

2 知事及び委員会は、第十九条の申立てに係る事案であって、市町村が当該事案の解決又は改善を図ることを目的として第二十一条第一項の規定による助言若しくはあっせん、第二十四条の規定による勧告又は第二十五条第一項の規定による公表に準ずる行政指導その他の行為をし、又は当該行為をするための手続に着手したものについては、第二十一条第一項の規定による助言若しくはあっせん、第二十四条の規定による勧告又は第二十五条第一項の規定による公表を行わないものとする。

(規則への委任)

第三十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第六章 罰則

第三十二条 第十四条第二項又は第十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

### 附 則

#### (施行期日)

第一条 この条例は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、第三章第四節及び第四章の規定並びに附則第三条中福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第六十六号）第六条第一項第一号の改正規定、附則第八条中福岡県職員の給料の調整額に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第六十六号）第二条の表障害者更生相談所の項の改正規定（「障害者更生相談所」を「障がい者更生相談所」に改める部分に限る。）並びに附則第十二条（福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）第十四条第二項の表の改正規定及び第十五条第二項の表の改正規定に限る。）、附則第十七条（福岡県障害者リハビリテーションセンター条例（昭和五十五年福岡県条例第二十七号）の題名の改正規定及び第一条の改正規定中「福岡県障害者リハビリテーションセンター」を「福岡県障がい者リハビリテーションセンター」に改める部分に限る。）、附則第二十二條（福岡県障害者施策審議会条例（平成七年福岡県条例第二十六号）第二条第二項第三号及び第四号の改正規定を除く。）及び附則第二十五条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

#### (検討)

第二条 県は、この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例及び法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

第三条～第三十二条 （略）

◎障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例（平成 25 年長崎県条例第 25 号）

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 障害のある人に対する差別の禁止（第 9 条—第 19 条）

第 3 章 障害のある人に対する差別をなくすための施策

第 1 節 障害のある人の相談に関する調整委員会（第 20 条—第 28 条）

第 2 節 相談体制（第 29 条—第 31 条）

第 3 節 対象事案の解決のための手続（第 32 条—第 38 条）

第 4 章 障害及び障害のある人に対する理解を深めるための施策（第 39 条・第 40 条）

第 5 章 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議（第 41 条—第 48 条）

第 6 章 雑則（第 49 条・第 50 条）

附則

私たちが住む長崎県は、美しい自然に恵まれ、歴史と文化に育まれた県として、また、被爆地を有する県として、平和の大切さを何よりも重く受け止め、その実現に寄与する役割を担っている。

平和の実現のためには、単に争いをなくすというばかりでなく、誰もが基本的人権を有する個人として尊重され、共に生きていくことのできる社会を作り上げていく必要がある。しかしながら、現状は、社会的に弱い立場にある障害のある人が、依然として、物理的な障壁、偏見や誤解といった意識上の障壁など、様々な社会的障壁による制約を受け、その自立と社会参加を十分に果たせていない。

私たちは、障害のある人が合理的配慮により自らの力を十分に発揮することができ、障害のある人と障害のない人とが互いに優しく接し合うことができる社会環境を整えることによって、障害のある人と障害のない人とが対等な関係となり、誰もが排除されることなく安心して共に生きていくことのできる平和な社会を作り上げていくことができる。

ここに、私たちは、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害のある人に対する差別をなくすことを通じて、共生社会を実現することにより、もって平和を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、障害及び障害のある人に対する県民の理解を深め、障害のある人に対する差別を禁止し、差別をなくすための施策の基本となる事項等を定めることにより、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、社会を構成する一員として、あらゆる社会活動に参加することができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある

者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- 2 この条例において「社会的障壁」とは、障害があることにより、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 3 この条例において「差別」とは、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行うこと又は合理的配慮を怠ることをいう。
- 4 この条例において「不均等待遇」とは、障害又は障害に関連する事由を理由として、区別、排除若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他の異なる取扱いをすることをいう。
- 5 この条例において「合理的配慮」とは、障害のある人の求め又はその家族等の求め（障害のある人がその意思の表明を行うことが困難である場合に限る。）に応じて、障害のある人が障害のない人と同等の権利を行使するため又は障害のない人と同等の機会及び待遇を確保するために必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過度な負担になるものを除く。

（基本理念）

第3条 第1条に規定する共生社会の実現は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 障害のある人は、障害のない人と同等の権利を有しており、合理的配慮により社会の様々な分野に参加し貢献できること。
- (2) 障害のある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (3) 誰もが障害を有することとなる可能性があることから、障害を障害のある人だけの問題としてではなく、障害のない人も含めた全ての人の問題として認識し、障害のある人と障害のない人とが共に学び合い理解を深める必要があること。
- (4) 差別する側と差別される側とに分けて相手側を一方向的に非難し制裁を加えようとするものであってはならないこと。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害者基本法（昭和45年法律第84号）その他の法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）との調和を図りつつ、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を総合的かつ主体的に策定し、及び実施するものとする。

（県と市又は町との連携）

第5条 県は、市又は町がその地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を実施する場合にあっては、当該市又は町と連携するとともに、当該市又は町に対して、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市及び町の役割)

第6条 市及び町は、基本理念にのっとり、県との適切な役割分担を踏まえて、その地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第7条 県民、事業者及び関係団体は、基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に対する理解を深めるよう努めるとともに、障害のある人及びその家族その他の関係者が障害による生活上の困難を軽減するための支援を周囲に気兼ねなく求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 県民、事業者及び関係団体は、基本理念にのっとり、県又は市若しくは町が実施する障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 知事は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

## 第2章 障害のある人に対する差別の禁止

(差別の禁止)

第9条 何人も、次条から第19条までに定めるもののほか、あらゆる分野において、障害のある人に対して、差別をしてはならない。

(福祉サービスの提供における差別の禁止)

第10条 障害福祉サービス、介護保険サービスその他の福祉サービス(以下「福祉サービス」という。)の提供を行う者は、障害のある人に対して、障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、障害のある人の意思又はその家族等の意思(障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限る。)に反して、障害者支援施設その他福祉サービスを行う施設への入所(入居を含む。)又は通所を強制してはならない。

2 福祉サービスの提供を行う者は、障害のある人に対して、障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、福祉サービスの提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(医療の提供における差別の禁止)

第11条 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害を理由として、法令に別段の定めがある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害のある人の意思又はその家族等の意思(障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限る。)に反して、医療を受けるよう強制してはならない。

2 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、医療の提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理

的配慮を怠ってはならない。

(商品及びサービスの提供における差別の禁止)

第 12 条 商品及びサービス(第 10 条の福祉サービスを除く。以下同じ。)の提供を行う者は、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、商品及びサービスの提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(労働及び雇用における差別の禁止)

第 13 条 事業主は、障害のある人に対して、当該障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、労働者の募集若しくは採用に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

2 事業主は、障害のある人に対して、当該障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、次に掲げる事項について不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

- (1) 賃金
- (2) 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇
- (3) 昇進、配置転換、退職及び復職
- (4) 訓練及び研修
- (5) 福利厚生
- (6) その他の労働条件

3 事業主は、障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害を理由として、当該障害のある人を解雇してはならない。

(教育における差別の禁止)

第 14 条 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、就学に関して、法令等の趣旨に反し、障害を理由として、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 障害のある人及びその保護者(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 16 条に規定する保護者又は就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)に対して必要な情報提供を行わないこと。
- (2) 障害のある人及びその保護者の意見を尊重せず、障害のある人及びその保護者との間で学校教育の場において必要な支援等について合意形成を図ろうとしないこと。

2 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、学校教育の場において、障害のある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、障害のある人に対して、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(建築物の利用における差別の禁止)

第 15 条 多数の者の利用に供される建築物の所有者、管理者又は占有者は、障害のある人に



対して、当該建築物の構造上やむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該建築物の利用に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(交通機関の利用における差別の禁止)

第 16 条 公共交通事業者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 4 号に規定する公共交通事業者等をいう。）は、障害のある人に対して、その管理する旅客施設及び車両等の構造上やむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該旅客施設及び車両等の利用に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(不動産取引における差別の禁止)

第 17 条 不動産の売買、交換又は賃貸借その他の不動産取引（以下「不動産取引」という。）を行おうとする者は、障害のある人に対して、法令に別段の定めがある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、不動産取引契約の締結に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(情報の提供等における差別の禁止)

第 18 条 多数の者に対して情報の提供又は発信を行う者は、障害のある人に対して、障害のある人が受けることができる手段による情報の提供又は発信を行うことに著しい支障がある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該情報の提供又は発信に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

(意思表示の受領における差別の禁止)

第 19 条 障害のある人が用いることができる手段による意思表示ではその意思を確認することに著しい支障がある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該意思表示を受けることに関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

### 第 3 章 障害のある人に対する差別をなくすための施策

#### 第 1 節 障害のある人の相談に関する調整委員会

(委員会の設置)

第 20 条 障害のある人に対する差別をなくすための施策を推進し、障害のある人に対する差別に該当する事案（以下「対象事案」という。）を解決するため、障害のある人の相談に関する調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 21 条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 対象事案について、助言又はあっせんを行うこと。
- (2) 次節に規定する相談体制に関する重要事項を調査審議すること。
- (3) 第 30 条第 2 項及び第 31 条第 2 項の規定により、知事に意見を述べること。

(委員会の組織)

第 22 条 委員会は、委員 20 名以内をもって組織する。

(委員会の委員の任命等)

第 23 条 委員会の委員は、知事が任命する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 医療、保健、福祉、教育及び雇用に関する業務を行う関係機関及び民間団体を代表する者
- (2) 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者
- (3) 学識経験者
- (4) その他知事が必要と認める者

3 委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会の委員は、再任されることができる。

5 知事は、委員会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員会の委員に職務上の義務違反その他委員会の委員たるに適しない非行があると認める場合においては、これを罷免することができる。

(委員長及び副委員長)

第 24 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員会の委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 25 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故がある場合の第 2 項の規定の適用については、副委員長は、委員長とみなす。

5 委員会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等内の親族の一身上に関する事案又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(守秘義務)

第 26 条 委員会の委員は、この条例に基づき職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(小委員会)

第 27 条 委員会は、委員会における付議事項中特定の事項について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、小委員会を設けることができる。

(庶務)

第 28 条 委員会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

## 第2節 相談体制

### (特定相談)

第29条 何人も、県に対し、障害のある人に対する差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。
- (4) 第32条第1項又は第2項の申立てに関する援助を行うこと。

### (地域相談員)

第30条 知事は、次に掲げる者に、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第48条第1項に規定する精神保健福祉相談員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、社会的信望があり、かつ、障害のある人の福祉の増進に熱意と識見を持っている者であつて、知事が特に適当と認めるもの

2 知事は、前項の委託を行うに当たっては、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、前項第1号、第2号又は第3号に掲げる者に委託する場合は、この限りでない。

3 第1項の規定により委託を受けた者は、地域相談員と称する。

4 地域相談員は、この条例に基づき職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (広域専門相談員)

第31条 知事は、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことのできる者を、広域専門相談員として委嘱することができる。

- (1) 地域相談員に対する指導及び助言
- (2) 特定相談のあった事例の調査研究
- (3) 第29条第2項各号に掲げる業務
- (4) 第33条第3項の規定による調査

2 知事は、前項の委嘱を行うに当たっては、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

3 広域専門相談員は、この条例に基づき職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## 第3節 対象事案の解決のための手続

(助言又はあっせんの申立て)

第 32 条 障害のある人は、自己に対する対象事案の解決を図るため、知事に対して、当該対象事案の解決のための助言又はあっせんの手続の申立てをすることができる。

2 障害のある人の家族その他の関係者は、当該障害のある人の権利利益を保護するため必要な場合に限り、知事に対して、当該障害のある人に対する対象事案の解決のための助言又はあっせんの手続の申立てをすることができる。

3 前 2 項の申立ては、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。

(事実の調査)

第 33 条 知事は、前条第 1 項又は第 2 項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査を行うものとする。

2 地域相談員及び広域専門相談員は、知事からの要請があったときは、前項の規定による調査に協力しなければならない。

3 知事は、必要があると認めるときは、広域専門相談員に、第 1 項の規定による調査の全部又は一部を行わせることができる。

4 地域相談員は、前項の規定による調査に関し、広域専門相談員からの要請があったときは、当該調査に協力しなければならない。

5 前条第 1 項又は第 2 項の申立てがなされた対象事案に関係する者（当該申立てを行った者を含む。以下「対象事案関係者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、第 1 項又は第 3 項の規定による調査に協力しなければならない。

6 第 1 項の規定による調査を担当する県職員又は第 3 項の規定による調査を担当する広域専門相談員は、その調査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

7 第 1 項又は第 3 項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(助言又はあっせん)

第 34 条 知事は、第 32 条第 1 項又は第 2 項の申立てがあったときは、委員会に対して、当該申立てに係る事実の調査の結果を通知するとともに、助言又はあっせんの手続を開始するよう求めるものとする。

2 委員会は、前項の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、助言又はあっせんを行うものとする。

(1) 助言又はあっせんの必要がないと認めるとき。

(2) 対象事案がその性質上助言又はあっせんをするのに適当でないと認めるとき。

3 委員会は、前項の規定による助言又はあっせんを行わないときは、知事に対して、その旨を報告するものとする。

4 委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案関係者に対して、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第 35 条 委員会は、対象事案関係者が助言案又はあっせん案を受諾しない場合、知事に対して、当該対象事案関係者に対する当該助言案又は当該あっせん案の受諾の勧告を行うよう求めることができる。

2 知事は、前項の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、勧告を行うものとする。

(公表)

第 36 条 知事は、前条の勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(意見の聴取)

第 37 条 知事は、第 35 条の勧告又は前条の公表をしようとする場合には、あらかじめ、期日、場所及び対象事案の内容を示して、対象事案関係者又はその代理人の出席を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、当該対象事案関係者又はその代理人が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告又は公表することができる。

(助言又はあっせんの手続の終了)

第 38 条 助言又はあっせんの手続は、次に掲げる事由のいずれかが生じたときに、終了する。

(1) 全ての対象事案関係者が助言案又はあっせん案を受諾したとき。

(2) その他助言又はあっせんを行う必要がなくなったとき。

2 委員会は、助言又はあっせんの手続が終了したときは、知事に対して、その結果を報告するものとする。

#### 第 4 章 障害及び障害のある人に対する理解を深めるための施策

(表彰)

第 39 条 知事は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組に関し顕著な功績があると認められる者に対して、表彰を行うことができる。

(県民の理解と関心の増進)

第 40 条 県は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすことの重要性に関する県民の理解と関心の増進が図られるよう、障害及び障害のある人に関する知識の普及啓発のための広報活動、障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 第 5 章 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議

(推進会議の設置)

第 41 条 障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を推進するため、障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(建議)

第 42 条 推進会議は、次に掲げる事項に関し、知事の諮問に応じ自ら調査審議し、必要と認められる事項を知事に建議することができる。

- (1) 対象事案の発生の原因及び背景となっている社会的障壁に関する事項
- (2) 障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を担う人材の育成に関する事項
- (3) この条例の施行の状況に関する事項
- (4) その他障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすために必要な事項

2 知事は、前項の規定により推進会議が述べた意見を尊重しなければならない。

(推進会議の組織)

第 43 条 推進会議は、委員 35 名以内をもって組織する。

(推進会議の委員の任命等)

第 44 条 推進会議の委員は、知事が任命する。

2 推進会議の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 医療、保健、福祉、教育及び雇用に関する業務を行う関係機関及び民間団体を代表する者
- (2) 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者
- (3) 学識経験者
- (4) その他知事が必要と認める者

3 推進会議の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第 45 条 推進会議に座長及び副座長を置き、推進会議の委員の互選によってこれを定める。

(分科会)

第 46 条 推進会議に、特定の分野における第 42 条第 1 項各号に掲げる事項を調査審議するため、分科会を置く。

2 前項の分科会の開催、構成及び運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

(長崎県障害者施策推進協議会等との連携)

第 47 条 推進会議は、第 42 条第 1 項各号に掲げる事項を調査審議するに当たっては、必要に応じ、長崎県障害者施策推進協議会、長崎県精神保健福祉審議会等と連携を図るものとする。

(準用)

第 48 条 第 23 条第 4 項及び第 5 項の規定は推進会議の委員について、第 24 条第 2 項及び第 3 項の規定は座長及び副座長について、第 25 条の規定は推進会議の会議について、第 26 条の規定は推進会議の委員の守秘義務について、第 28 条の規定は推進会議の庶務について準用する。

## 第 6 章 雑則

(規則への委任)

第 49 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第50条 第26条（第48条において準用する場合を含む。）又は第31条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3章第1節の規定は、公布の日から施行する。

（適用）

2 第29条及び第32条の規定は、平成26年4月1日以後になされた差別に係るものについて適用する。

（見直し）

3 障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策については、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況等を勘案し、その全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直しが行われるものとする。

## ◎障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例（平成 23 年熊本県条例第 32 号）

### 目次

#### 前文

#### 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

#### 第 2 章 障害者の権利擁護

##### 第 1 節 不利益取扱いの禁止等（第 8 条—第 10 条）

##### 第 2 節 不利益取扱い等に関する相談（第 11 条—第 15 条）

##### 第 3 節 不利益取扱いに該当する事案の解決のための仕組み（第 16 条—第 20 条）

#### 第 3 章 県民の理解の促進（第 21 条）

#### 第 4 章 熊本県障害者の相談に関する調整委員会（第 22 条）

#### 第 5 章 雑則（第 23 条・第 24 条）

#### 附則

私たちが住む熊本県では、先人のたゆまぬ努力により、共に支え合い、助け合う地域社会が築かれてきた。しかしながら、その地域社会には、障害者が障害を理由として差別を受けたり、障害への配慮がないため暮らしにくさを感じたりするなど、依然として、障害者にとって地域での安心した生活が妨げられている状況がある。

これまで、障害者への理解を深める様々な取組が行われてきたにもかかわらず、このような状況が続く背景には、障害者の社会参加を制約している物理的な障壁あるいは障害者に対する偏見や誤解といった意識上の障壁など、様々な社会的障壁がある。今、私たちには、障害者を取り巻くこれらの障壁を取り除く取組が求められている。

国内外において、障害者の権利を擁護する意識が高まりつつある中で、熊本県においても、障害を理由とした差別をなくし、社会的障壁を取り除く取組を促進し、障害のある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会を実現しなければならない。

ここに、この使命を強く自覚し、県民一人一人が力を合わせて、こうした社会を着実に築き、次の世代に引き継いでいくことを目指して、この条例を制定する。

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

第 1 条 この条例は、障害者に対する県民の理解を深め、障害者の権利を擁護するための施策（以下この章及び第 22 条第 1 項において「障害者の権利擁護等のための施策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、障害者の権利擁護等のための施策の基本となる事項を定めることにより、障害者の権利擁護等のための施策を総合的に推進し、もって全ての県民が障害の有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第 2 条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病による障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態



にあるものをいう。

2 この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(基本理念)

第3条 障害者の権利擁護等のための施策は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、自らの意思によって社会経済活動に参加し、自立した地域生活を営む権利を有すること及び何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを踏まえ、全ての県民が各々の役割を果たすとともに、相互に協力することを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、障害者の権利擁護等のための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

(市町村との連携)

第5条 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、障害者の権利擁護等のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 県は、市町村が障害者の権利擁護等のための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、第3条に規定する基本理念にのっとり、障害者に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障害者の権利擁護等のための施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 県は、障害者の権利擁護等のための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 障害者の権利擁護

### 第1節 障害を理由とする差別の禁止

(不利益取扱いの禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為（以下「不利益取扱い」という。）をしてはならない。

(1) 障害者に社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して、障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(2) 障害者に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して、同条第16項に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、障害者の意に反して同条第1項に規定する

- 厚生労働省令で定める施設若しくは同条第11項に規定する障害者支援施設への入所を強制し、又は同条第15項に規定する共同生活援助を行う住居への入居を強制すること。
- (3) 障害者に医療を提供する場合において、障害者に対して行う次に掲げる行為
- ア 障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- イ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、障害者が希望しない長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。
- (4) 障害者に商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、障害者に対して、その障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (5) 労働者の募集又は採用を行う場合において、障害者に対して、その障害の特性に配慮した必要な措置を講じてもなお従事させようとする業務を障害者が適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (6) 障害者を雇用する場合において、障害者に対して、その障害の特性に配慮した必要な措置を講じてもなお業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件、配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格、教育訓練若しくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇すること。
- (7) 障害者に教育を行う場合において、障害者に対して行う次に掲げる行為
- ア 障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を講じないこと。
- イ 障害者又はその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。第16条第2項において同じ。）への意見聴取及び必要な説明を行わないで、就学させるべき学校（同法第1条に規定する小学校、中学校又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。）を指定すること。
- (8) 障害者が不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害者に対して、建物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両、自動車、船舶及び航空機の構造上やむを得ないと認められる場合、障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (9) 不動産取引を行う場合において、障害者又は障害者と同居する者に対して、建物の

構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(10) 障害者から情報の提供を求められた場合において、障害者に対して、当該情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(11) 障害者が意思を表示する場合において、障害者に対して、障害者が選択した意思表示の方法によっては障害者の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)

第9条 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮（第11条第1項において「合理的配慮」という。）がされなければならない。

## 第2節 虐待の禁止

第10条 何人も、障害者に対し、次に掲げる行為（次条第1項において「虐待」という。）をしてはならない。

- (1) 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- (2) 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (3) 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- (4) 障害者を養護する責任がある場合において、障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他養護を著しく怠ること。
- (5) 障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

## 第3節 障害を理由とする差別等に関する相談

(特定相談)

第11条 何人も、県に対し、不利益取扱い、合理的配慮又は虐待に関する相談（次項及び第14条第1項において「特定相談」という。）をすることができる。

2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定相談に応じ、関係者に必要な助言、情報提供等を行うこと。
- (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(地域相談員)

第12条 県は、次に掲げる者に、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託するこ

とができる。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 12 条の 3 第 3 項に規定する身体障害者相談員
- (2) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 2 第 3 項に規定する知的障害者相談員
- (3) 障害者に関する相談又は人権擁護について知識又は経験を有する者のうち知事が適当と認める者

2 知事は、前項第 3 号の者に委託をしようとするときは、あらかじめ、熊本県障害者の相談に関する調整委員会（第 22 条に規定する熊本県障害者の相談に関する調整委員会をいう。以下この節及び次節において同じ。）の意見を聴かなければならない。

3 第 1 項の規定による委託を受けた者（以下「地域相談員」という。）は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

4 地域相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

（広域専門相談員）

第 13 条 知事は、第 11 条第 2 項各号に掲げる業務を行わせるため、障害者の福祉の増進に関し優れた識見を有する者のうちから、広域専門相談員を委嘱することができる。

2 知事は、前項の規定により委嘱をしようとするときは、あらかじめ、熊本県障害者の相談に関する調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 広域専門相談員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

4 広域専門相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

（指導及び助言）

第 14 条 地域相談員は、特定相談について、必要に応じ、広域専門相談員に対し、指導及び助言を求めることができる。

2 広域専門相談員は、前項の規定による求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする。

（連携及び協力）

第 15 条 専門的知識をもって障害者に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者は、知事、地域相談員及び広域専門相談員と連携し、この条例による施策の実施に協力するよう努めるものとする。

第 4 節 不利益取扱いに該当する事案の解決のための仕組み

（助言又はあっせんの求め）

第 16 条 不利益取扱いを受けたと認める障害者は、知事に対し、当該不利益取扱いに該当する事案（以下この条及び次条において「対象事案」という。）の解決のための助言又はあっせんを行うよう求めることができる。

2 対象事案に係る障害者の保護者、後見人その他の関係者は、前項に規定する求めをすることができる。ただし、当該求めをすることが障害者の意に反することが明らかであると

認められるときは、この限りでない。

(助言又はあっせん)

第 17 条 知事は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による求めがあったときは、熊本県障害者の相談に関する調整委員会に対して助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。

2 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、前項の規定による求めがあったときは、助言若しくはあっせんの必要がないと認めるとき、又は対象事案の性質上助言若しくはあっせんをすることが適当でないときを除き、助言又はあっせんを行うものとする。

3 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案の関係者に対し、助言又はあっせんを行うために必要な限度において、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

4 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、対象事案の解決に必要なあっせん案を作成し、これを関係当事者に提示することができる。

(勧告)

第 18 条 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、あっせん案を提示した場合において、不利益取扱いをしたと認められる者が正当な理由がなく当該あっせん案を受諾しないときは、不利益取扱いをしたと認められる者が必要な措置をとるよう勧告することを知事に対して求めることができる。

2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認められるときは、不利益取扱いをしたと認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

3 知事は、前条第 3 項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求められた者が正当な理由がなくこれを拒んだとき、又は虚偽の資料の提出若しくは説明を行ったときは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(事実の公表)

第 19 条 知事は、前条第 2 項又は第 3 項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(意見陳述の機会の付与)

第 20 条 知事は、前条の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

### 第 3 章 県民の理解の促進

第 21 条 県は、障害者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進、障害者と障害者でない者との交流の機会の提供、当該交流のための拠点の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

### 第 4 章 熊本県障害者の相談に関する調整委員会

第 22 条 障害者の権利擁護等のための施策に関する重要事項について調査審議するため、熊本県障害者の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。

2 調整委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

- 3 調整委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。
- 4 委員は、障害者及び福祉、医療、雇用、教育その他障害者の権利の擁護について優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、この条例に基づき職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 この条例に規定するもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第 5 章 雑則

##### (規則への委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

##### (罰則)

第 24 条 第 13 条第 4 項又は第 22 条第 7 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 章及び次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (この条例の施行のために必要な準備)

2 第 12 条第 1 項の規定による地域相談員への業務の委託の手續その他の行為及び第 13 条第 1 項の規定による広域専門相談員の委嘱の手續その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

##### (検討)

3 知事は、この条例の施行後 3 年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◎障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例（平成28年大分県条例第15号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 障がいを理由とする差別の禁止（第八条—第十六条）

第三章 障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策（第十七条—第二十四条）

第四章 雑則（第二十五条）

附則

私たち大分県民は、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、教育や就労をはじめ、恋愛、結婚、妊娠や子育て等人生のあらゆる場面において、それぞれの選択を尊重するとともに、相互に助け合い、支え合う社会を実現することを願う。

本県では、これまで、障がいのある人のスポーツの振興や就労促進等を通じて、障がいのある人とない人の相互理解の促進や障がいのある人の社会参加の推進に積極的に取り組んできたところである。しかしながら、障がいのある人に対する障がいを理由とする差別及び偏見並びに障がいのある人に対する支援及び理解の不足により、障がいのある人が自らの意思により選択することを妨げられ、将来の夢や希望を諦めざるを得なかったり、その家族、特に障がいのある子の親が子を残して先に死ぬことはできないと切実に思い悩む等障がいのある人やその家族が社会の中で暮らすことに困難を感じ苦しんでいる状況が存在する。

我が国が障害者基本法をはじめとする国内法を整備し障害者の権利に関する条約を批准する等障がいのある人の権利の実現に向けた取組が進められる中、私たち大分県民は、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別を解消するための取組を一層推進し、障がいのある人が選択の機会を確保されつつ必要な支援を受けて地域社会の中で安心して心豊かに暮らせる日を一日も早く実現しなければならない。

ここに、全ての障がいのある人によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする障害者の権利に関する条約の趣旨を踏まえつつ、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現し、もって、誰もが安心して心豊かに暮らせる大分県づくりに資するため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、障がいのある人に対する県民の理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策に関し、基本原則を定め、県及び県民の責務を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消を図るための施策の基本的な事項を定めることにより、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現し、もって誰もが安心して心豊かに暮らせる大分

県づくりに資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 障がいを理由とする差別 障がいのある人に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為（社会的障壁の除去に伴う負担が過重でない場合に、合理的配慮を怠ることを含む。）をいう。
- 四 合理的配慮 障がいのある人が障がいのない人（障がいのある人以外の者をいう。以下同じ。）と同じように日常生活又は社会生活を営むため、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障がいのある人が意思の表明を行うことが困難である場合にあつては、当該障がいのある人の家族その他の関係者からの意思の表明を含む。）があつた場合において、社会的障壁の除去について、現状を変更し、又は調整し、その他必要かつ合理的な配慮をすることをいう。

(基本原則)

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障がいのある人が、障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障がいのある人は、必要な支援を受けながら、自らの意思により選択し、自分の人生を自分らしく生きることができること。
- 二 全て障がいのある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 三 全て障がいのある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することができること。
- 四 全て障がいのある人は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- 五 障がいを理由とする差別の解消を図るための施策は、障がいのある人の性別、年齢、障がいの状態及び生活の実態に応じて、策定され、及び実施されること。
- 六 障がいのある人に対する理解を深めること及び障がいを理由とする差別を解消することは、全ての県民が取り組むべき課題であるという認識が共有されること。

(県の責務)



第四条 県は、前条に規定する基本原則にのっとり、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、障がいのある人の性、恋愛、結婚、出産、子育て、親等生活を主として支える者が死亡した後の生活の維持及び防災対策に関する課題その他の障がいのある人の人生の各段階において生じる日常生活及び社会生活上の課題の解消に努めるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、第三条に規定する基本原則にのっとり、障がいを理由とする差別の解消に寄与するよう努めなければならない。

(市町村との連携)

第六条 県は、市町村が障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策を実施するために必要な情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第七条 県は、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 障がいを理由とする差別の禁止

(障がいを理由とする差別の禁止)

第八条 何人も、障がいを理由とする差別をしてはならない。

2 合理的配慮は、社会的障壁の除去に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう適切に行われなければならない。

(福祉サービスの提供における障がいを理由とする差別の禁止)

第九条 福祉サービスの提供を行う者は、障がいのある人に対して福祉サービスを提供する場合において、正当な理由なく、障がいを理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(医療の提供における障がいを理由とする差別の禁止)

第十条 医師その他の医療従事者は、障がいのある人に対して医療を提供する場合において、正当な理由なく、障がいを理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 医師その他の医療従事者は、法令に別段の定めがある場合を除き、障がいを理由として、障がいのある人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強制してはならない。

(商品の販売及びサービスの提供における障がいを理由とする差別の禁止)

第十一条 商品の販売又はサービスの提供を行う者は、障がいのある人に対して商品の販売又はサービスの提供を行う場合において、正当な理由なく、障がいを理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(労働及び雇用における障がいを理由とする差別の禁止)

第十二条 事業主は、労働者の募集又は採用を行う場合において、障がいのある人が業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいのある人に対して、障がいを理由として、応募若しくは採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 事業主は、障がいのある人を雇用する場合において、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の労働条件について、障がいのある人が業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

3 事業主は、障がいのある人が業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、障がいのある人を解雇してはならない。

(公共的施設及び公共交通機関の利用における障がいを理由とする差別の禁止)

第十三条 不特定かつ多数の者の利用に供される建物その他の施設の所有者、管理者又は占有者は、障がいのある人に対して、建物その他の施設の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 公共交通事業者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第四号に規定する公共交通事業者等をいう。）は、障がいのある人が車両等（同条第七号に規定する車両等をいう。以下この条において同じ。）を利用しようとする場合において、当該車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、障がいのある人の生命又は身体を保護するためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、当該車両等の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(不動産取引における障がいを理由とする差別の禁止)

第十四条 不動産の売買、交換、賃貸借その他の不動産取引を行おうとする者は、障がいのある人又は障がいのある人と同居する者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、不動産取引を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(情報の提供及び受領における障がいを理由とする差別の禁止)

第十五条 不特定かつ多数の者に対して情報の提供を行う者は、障がいのある人に情報を提供する場合において、障がいのある人が選択した情報の提供の方法によることに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、情報の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 不特定かつ多数の者から情報を受領する者は、障がいのある人から情報を受領する場合において、障がいのある人が選択した意思表示の方法によっては障がいのある人の意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを

理由として、情報の受領を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(教育における配慮)

第十六条 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、障がいのある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、教育上必要な支援を講じなければならない。

第三章 障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策

(特定相談)

第十七条 何人も、障がいを理由とする差別があったときは、県に対して、当該障がいを理由とする差別に係る事案（以下「対象事案」という。）についての相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- 二 対象事案の関係者（以下「関係当事者」という。）間の調整を行うこと。
- 三 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(専門相談員)

第十八条 知事は、前条第二項各号に掲げる業務その他障がいを理由とする差別を解消するための取組を適正かつ確実に行わせるため、障がいを理由とする差別の解消及び障がいのある人の権利擁護に関し優れた識見を有すると認められる者を専門相談員として任命することができる。

2 専門相談員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

3 専門相談員は、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 第一項の規定にかかわらず、県は、障がいを理由とする差別の解消及び障がいのある人の権利擁護に関し優れた識見を有すると認められる者に、前条第二項各号に掲げる業務その他障がいを理由とする差別を解消するための取組の全部又は一部を委託することができる。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による委託を受けた者について準用する。

(連携及び協力)

第十九条 専門相談員及び前条第四項の規定による委託を受けた者は、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十二条の三第三項に規定する身体障害者相談員、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二第三項に規定する知的障害者相談員その他専門知識をもって障がいのある人からの相談を受ける者と連携し、及び協力し、業務を遂行するものとする。

(あっせんの申立て)

第二十条 障がいのある人は、第十七条第二項の特定相談を経てもなお自己に対する対象事案が解決しないときは、知事に対してあっせんの申立てをすることができる。

- 2 障がいのある人が意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、当該障がいのある人の家族その他の関係者が、当該障がいのある人に代わって、前項の規定によりあっせんの申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障がいのある人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。
- 3 前二項の申立ては、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。

（あっせん）

第二十一条 知事は、前条第一項又は第二項の申立てがあったときは、大分県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）に対し、あっせんの手続を開始するよう求めるものとする。

- 2 協議会は、前項の規定による求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、あっせんを行うものとする。
  - 一 あっせんの必要がないと認められるとき。
  - 二 対象事案の性質上あっせんを行うことが適当でないとして認められるとき。
- 3 協議会は、あっせんを行うために必要があると認めるときは、関係当事者から意見を聴取し、又は意見書その他の資料の提出を求めることができる。
- 4 協議会は、対象事案の解決に必要なあっせん案を作成し、これを関係当事者に提示することができる。
- 5 協議会は、あっせんによっては対象事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんと打ち切ることができる。
- 6 協議会は、あっせんを行った場合はその結果を、あっせんを行わないこととした場合はその旨を知事に報告するものとする。

（勧告）

第二十二条 協議会は、あっせんの申立てがあった対象事案において障がいを理由とする差別をしたと認められる者が、正当な理由なく、あっせん案を受諾せず、又はこれを受諾したにもかかわらず当該あっせんに従わないときは、知事に対して、当該者に当該障がいを理由とする差別を解消するために必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認めるときは、当該障がいを理由とする差別をしたと認められる者に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。

（公表）

第二十三条 知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者に対し、その旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、意見を述べる機

会を与えなければならない。

(啓発活動等の推進)

第二十四条 県は、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るため、啓発活動の推進、障がいのある人と障がいのない人の交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 雑則

(委任)

第二十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(大分県障害者施策推進協議会条例の一部改正)

2 (略)

## ◎障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（平成 26 年鹿児島県条例第 28 号）

### 目次

#### 前文

#### 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

#### 第 2 章 障害を理由とする差別の禁止（第 8 条—第 16 条）

#### 第 3 章 障害を理由とする差別をなくすための施策（第 17 条—第 25 条）

#### 第 4 章 雑則（第 26 条）

#### 附則

全ての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人であり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が望まれる。

しかしながら、今なお障害のある人が、日常生活及び社会生活の様々な場において、障害を理由とする不利益な取扱いや、様々な社会的障壁による制約に直面している。

本県においては、高齢化の進行等とともに、年々障害のある人の数が増加する傾向にあり、また、離島においては、福祉サービスの利用が島内に限定されるなど地理的条件による制約がある。

このような状況を踏まえ、私たちは、障害のある人に対する福祉サービスを充実するとともに、幼児期から障害のある人となない人とが交流する機会を設けるなどして、障害のある人もない人も共に地域社会で生きるという意識を育むことにより、県民の障害に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進しなければならない。

ここに、障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる鹿児島づくりを進めるため、この条例を制定する。

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

第 1 条 この条例は、障害を理由とする差別の解消に関し、基本理念を定め、県及び県民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別を解消するための基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）と相まって、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする。

##### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障害を理由とする差別 障害のある人に対し、正当な理由なく障害を理由とする不

利益な取扱いをすること又は社会的障壁の除去を必要としている障害のある人が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときに、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮がなされないことをいう。

(基本理念)

第3条 障害を理由とする差別の解消に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全ての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- (2) 全ての障害のある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) 全ての障害のある人は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (4) 障害を理由とする差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていること及び誰もが障害を有することとなる可能性があることを踏まえ、障害のある人だけでなく全ての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策（以下「障害者差別解消施策」という。）を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(市町村への要請及び支援)

第5条 県は、市町村に対し、地域の実情に応じた障害者差別解消施策を策定し、及びこれを実施することを求めるものとする。

- 2 県は、障害のある人に関する施策における市町村の役割の重要性に鑑み、市町村と連携を図るとともに、市町村が障害者差別解消施策を策定し、及びこれを実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、第3条に規定する基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障害者差別解消施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 障害のある人は、自らの障害の特性及び障害があることによる社会的障壁について可能な範囲内において、県民に伝え、理解が得られるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 県は、障害者差別解消施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 障害を理由とする差別の禁止

(障害を理由とする差別の禁止)

第8条 次条から第16条までに定めるもののほか、何人も、障害のある人に対して、障害を理由とする不利益な取扱いをしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害のある人が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない。

(福祉サービスの提供における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第9条 福祉サービスに従事する者は、障害のある人に対して福祉サービスを提供する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 福祉サービスに従事する者は、障害のある人の心身の状況、その置かれている環境及び障害のある人の福祉サービスの利用に関する意向等を勘案することなく、障害を理由として、障害のある人の意思に反して、福祉サービスを行う施設への入所その他福祉サービスの利用を強制してはならない。

(医療の提供における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第10条 医療従事者は、障害のある人に対して医療を提供する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 医療従事者は、法令に別段の定めがある場合を除き、障害を理由として、障害のある人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強制してはならない。

(商品の販売及び役務の提供における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第11条 不特定かつ多数の者に対して商品の販売又は役務の提供を行う者は、障害のある人に対して商品の販売又は役務の提供を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、商品の販売若しくは役務の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(労働及び雇用における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第12条 事業主は、労働者の募集又は採用を行う場合において、障害のある人に対し、正当な理由なく、障害を理由として、応募又は採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 事業主は、障害のある人を雇用する場合において、次に掲げる事項について、正当な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

- (1) 賃金
- (2) 労働時間、休憩、休日及び休暇
- (3) 昇進、降格、配置転換、退職及び復職
- (4) 教育訓練及び研修
- (5) 福利厚生
- (6) 前各号に掲げるもののほか、労働条件に関すること。

3 事業主は、正当な理由なく、障害を理由として、障害のある人を解雇してはならない。



(教育における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第13条 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、障害のある人が教育を受ける場合において、障害のある人の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするための教育上必要な支援を講じなければならない。

2 教育委員会は、障害のある人若しくはその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。)に対し必要な説明を行わず、又はこれらの者から意見を聴取せずに、就学させるべき学校(同法第1条に規定する小学校、中学校又は特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)をいう。)を決定してはならない。

(公共的施設及び交通機関の利用における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第14条 不特定かつ多数の者の利用に供される建物、施設又は設備(以下「公共的施設」という。)の所有者、管理者又は占有者は、その公共的施設を障害のある人が利用する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 公共交通事業者等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。)は、その管理する旅客施設(同条第5号に規定する旅客施設をいう。)又は車両等(同条第7号に規定する車両等をいう。)を障害のある人が利用する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(不動産取引における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第15条 不動産取引を行う者は、障害のある人と不動産取引を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、取引を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(情報の提供及び受領における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第16条 不特定かつ多数の者に対して情報の提供を行う者又は不特定かつ多数の者から情報を受領する者は、障害のある人に対して情報の提供を行い、又は障害のある人から情報を受領する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、情報の提供又は受領を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

### 第3章 障害を理由とする差別をなくすための施策

(相談への対応)

第17条 県は、障害を理由とする差別に関し、相談に応ずるものとする。

2 県は、前項の相談を受けたときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 相談者に対して必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (2) 相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他通知を行うこと。

(相談員の配置)

第18条 知事は、前条第2項各号に掲げる業務を行わせるため、障害のある人に関する相談又は人権擁護について知識又は経験を有する者のうちから、相談員を委嘱することができる。

る。

- 2 相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。相談員でなくなった後においても、同様とする。

(鹿児島県障害者差別解消支援協議会の設置)

第19条 障害を理由とする差別を解消するための取組を推進するため、鹿児島県障害者差別解消支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- 2 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 障害を理由とする不利益な取扱いに該当する事案(以下「対象事案」という。)について、あっせんを行うこと。
- (2) 知事の諮問に応じ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に関し、調査審議すること。

- 3 協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会とする。

(あっせんの申立て)

第20条 障害のある人は、自己に対する対象事案の解決を図るため、知事に対してあっせんの申立てをすることができる。

- 2 対象事案に係る障害のある人の家族その他の関係者は、前項の申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが障害のある人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。
- 3 前2項の申立ては、第17条第2項に規定する相談への対応を経た後でなければ、することができない。
- 4 第1項及び第2項の申立ては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。

(あっせん)

第21条 知事は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、協議会に対して、あっせんの手続を開始するよう求めるものとする。

- 2 協議会は、前項の規定による求めがあったときは、あっせんが対象事案の解決に資すると認められない場合を除き、あっせんを行うものとする。
- 3 協議会は、あっせんを行うために必要があると認めるときは、対象事案の関係者に対して、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 協議会は、第2項の規定によりあっせんを行わないこととしたとき、あっせんが終わったとき又はあっせんを打ち切ったときは、その旨を知事に報告するものとする。

(勧告及び公表)

第22条 協議会は、障害を理由とする不利益な取扱いを行った者が、正当な理由なくあっせん案を受諾せず、又はこれを受諾したにもかかわらず、あっせんに従わないときは、知事に対して、障害を理由とする不利益な取扱いを行った者が、障害を理由とする不利益な取扱いを解消する措置をとるよう勧告することを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認めるときは、障害を理由とする不利益な取扱いを行った者に対して、必要な措置をとるように勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(意見陳述の機会の付与)

第 23 条 知事は、前条第 3 項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対してその旨を通知し、かつ、その者又はその代理人に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(表彰)

第 24 条 知事は、障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったものに対し、表彰を行うものとする。

(普及啓発)

第 25 条 県は、障害を理由とする差別を解消することの重要性について県民の関心と理解を深めるため、障害及び障害のある人に関する知識の普及啓発に努めるものとする。

#### 第 4 章 雑則

(規則への委任)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

1 この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条第 3 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 知事は、この条例の施行後 3 年を目処として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## (参考)

### ◎香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例（仮称）素案

#### 1 条例の題名

香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例（仮称）

#### 2 前文

前文において、本条例を制定する背景、理由等を述べる。

- ・全ての者が、障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現は、全ての人の共通の願いである。
- ・障害の有無に関わらず、全ての県民の尊厳を守ることができる社会は、どのような状況であっても、多様な価値観を認め選択できる社会であり、全ての人がより自分らしく暮らせる社会につながるもの。
- ・しかし、障害のある人の自立と社会参加は、その障害特性だけでなく、障害や障害のある人に対する偏見や誤解等の意識上の障壁、障害者の社会参加を制約する物理的障壁など様々な社会的障壁により、今なお十分に果たされていない。
- ・このため、一人ひとりが障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で妨げとなる様々な社会的障壁について、建設的対話を通じて、互いを理解、尊重し、互いに歩み寄ることで、これを取り除くよう、努力しなければならない。
- ・ここに、障害者の権利に関する条約、障害者基本法、障害者差別解消法等の趣旨を踏まえ、共生社会の実現に関する基本理念等を定め、県、市町、県民等が一体となって総合的かつ計画的に取組を推進するため、本条例を制定する。

#### 3 目的

条例の目的を規定する。

- ・この条例は、障害を理由とする差別の解消に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別を解消するための基本的事項を定めることにより、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し、支えあいながら共生する社会の実現に寄与することを目的とすること。

#### 4 定義

条例で用いる語の定義をする。

- ・障害のある人……身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病を原因とする障害、その他の心身の機能の障害（「障害」と総称する。）がある者で、障害及び社会

的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいうこと。

- ・社会的障壁……障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいうこと。

## 5 基本理念

目的で規定する共生社会実現のための基本理念を規定する。

- (1) 全ての県民は、障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- (2) 障害のある人の社会参加を制約している社会的障壁が合理的配慮により除去されることにより、障害のある人は、社会の様々な分野に参加し、協力できること。
- (3) 県、県民、事業者及び市町その他の関係機関が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して、社会全体で推進していかなければならないこと。
- (4) 障害を理由とする差別の多くが、障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていること及び誰もが障害を有することとなる可能性があることなどを踏まえ、全ての県民が、障害や障害のある人についての理解を深める必要があること。
- (5) 障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決に当たっては、当事者が互いの理解に努め、対等な立場で建設的な対話によることを基本として行われなければならないこと。
- (6) 全ての障害のある人は、障害があることに加え、女性であること、また未成年者であることなど、性別、年齢その他の要因が複合することにより特に困難な状況におかれる場合においては、その状況に応じた配慮がなされること。
- (7) 県内に暮らす障害のある人の生活のみならず、県外から訪れる障害のある人の過ごしやすさにも配慮されること。

## 6 県の責務等

県の責務について規定する。

- ・県は、基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に対する県民の理解を深め、障害を理由とする差別の解消等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- ・県は、市町が障害を理由とする差別の解消等に関する施策を実施する場合にあっては、当該市町と連携し、及び協力するとともに、当該市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

## 7 市町の役割

市町の役割について規定する。

- ・市町は、基本理念にのっとり、地域の実情に応じて、障害及び障害のある人に対する住民の理解を促進し、障害を理由とする差別を解消するための施策を推進するよう努めるものとする。

## 8 県民等の役割

県民や事業者の役割について規定する。

- ・ 県民及び事業者（「県民等」という。）は、基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に対する関心と理解を深めるとともに、県又は市町が実施する障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消するための施策に協力するよう努めるものとする。
- ・ 県民等は、障害のある人及びその家族等が障害による生活上の困難を軽減するための支援を求めやすい社会の実現に寄与するよう努めるものとする。
- ・ 障害のある人は、自らの障害の特性及び社会的障壁を除去するために必要な支援について、可能な範囲において周囲に伝えることにより、適切な支援が得られるとともに、障害に対する理解の促進が図られるよう努めるものとする。

## 9 財政上の措置

財政上の措置を講ずることを規定する。

- ・ 県は、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 10 障害を理由とする差別の禁止

障害を理由とする差別の禁止を規定する。

- ・ 何人も、障害のある人に対して、障害を理由とする差別をしてはならないこと。
- ・ 知事は、この規定の徹底を図るため、福祉サービス、雇用及び労働をはじめとする障害のある人の日常生活又は社会生活に関する分野において特に配慮すべき事項を定めるものとする。

## 11 相談

差別事例相談について規定する。

- ・ 何人も、障害を理由とする差別に関する相談（「差別事例相談」という。）をすることができること。
- ・ 県は、障害者差別に関する相談に適切に応じられるよう、相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとし、差別事例相談があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 相談に応じ、相談者に必要な助言、情報の提供等を行うこと。
  - (2) 相談に係る関係者間の調整を行うこと。
  - (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

## 12 助言又はあっせんの申立て

相談で解決に至らない場合の助言・あっせんについて規定する。

- ・障害のある人は、相談を経ても障害を理由とする差別に関する事案(「対象事案」という。)が解決しないときは、知事に対し、その解決のために必要な措置を講ずるよう求めることができること。
- ・この規定は、対象事案に係る障害のある人の保護者、後見人その他の関係者について準用すること。ただし、当該申立てをすることが明らかに障害のある人の意に反すると認められるときは、この限りではないこと。
- ・この規定による申立ては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができないこと。

### 13 事実の調査

助言・あっせんの申立てがあった際の事実確認調査について規定する。

- ・知事は、助言・あっせんの申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査を行うものとする。
- ・申立てがなされた事案に関係する者(当該申立てを行った者を含む。「対象事案関係者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、この調査に協力しなければならないこと。
- ・この調査を担当する職員は、当該調査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合には、これを提示しなければならないこと。

### 14 助言又はあっせん

調整委員会における助言・あっせんの手続について規定する。

- ・知事は、事実確認調査の結果を通知するとともに、香川県障害者相談等調整委員会に助言又はあっせんの手続を開始するよう求めるものとする。
- ・調整委員会は、助言又はあっせん開始の求めがあったときは、助言又はあっせんの必要がないと認めるとき又は対象事案がその性質上助言又はあっせんをするのに適当でないとして認めるとき以外は、助言又はあっせんを行うものとする。
- ・調整委員会は、助言又はあっせんを行わないときは、知事に対して、その旨を報告するものとする。
- ・調整委員会は、助言を行ったとき又はあっせんが終了し、若しくは打ち切られたときは、その結果を知事に報告しなければならないこと。
- ・調整委員会は、助言又はあっせんのため、必要があると認められるときは、対象事案関係者に対し、必要な書類の提出及び説明を求めることその他の調査を行うことができる。
- ・調整委員会は、当該事案の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当該事案の当事者(当該申立てを行った者を含む。「当該当事者」という。)に提示することができる。

### 15 勧告

勧告の手続について規定する。

- ・調整委員会は、知事に対し、次のいずれかに該当する者に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができること。
  - (1) 正当な理由なく知事や調整委員会の調査を拒み、妨げ、又は忌避した当該当事者
  - (2) 知事や調整委員会の調査に対して、虚偽の資料の提出又は説明を行った当該当事者
  - (3) あっせん案が提示された場合において、障害を理由とする差別的取扱いをしたと認められる者が、正当な理由なく、当該あっせん案を受諾しないときにおける当該当事者（ただし、当該申立てを行った者は除く。）
- ・知事は、勧告の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、勧告を行うものとする。

## 16 公表

公表の手続について規定する。

- ・知事は、勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

## 17 意見の聴取

公表を行う際の意見聴取について規定する。

- ・知事は、公表をしようとする場合には、あらかじめ、期日、場所及び対象事案の内容を示して、対象事案関係者又はその代理人の出席を求めて、意見の聴取を行わなければならないこと。ただし、当該対象事案関係者又はその代理人が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで公表することができること。

## 18 障害者相談等調整委員会

障害者相談等調整委員会について規定する。

- ・助言・あっせんをすること、勧告を求めることのほか、知事の諮問に応じ、障害を理由とする差別の解消等に関する施策に関する重要事項の調査審議を行わせるため、香川県障害者相談等調整委員会を置くこと。
- ・調整委員会は、委員 15 人以内で組織すること。
- ・委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱すること。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 障害のある人及び障害のある人の福祉に関する事業に従事する者
  - (3) 事業者を代表する者
  - (4) その他知事が適当と認めるもの
- ・委員の任期は 2 年とすること。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。
- ・委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も、同様とすること。
- ・これらのほか、組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めること。



## 19 障害者差別解消支援地域協議会

障害者差別解消支援地域協議会について規定する。

- ・ 県は、障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される協議会を組織し、当該協議会が円滑に運営されるよう必要な措置を講ずるものとする。

## 20 理解促進

県は、県民の障害や障害者に関する理解促進に取り組むことを規定する。

- ・ 県は、基本理念に関する県民の関心と理解を深めるため、障害及び障害のある人に関する知識等の普及啓発その他の必要な事業を行うものとする。

## 21 規則への委任

規則への委任について規定する。

- ・ この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定めること。

## 22 施行期日

条例の施行期日を規定する。

- ・ 周知のため期間を設けるため、平成 30 年 4 月 1 日から施行すること。